

～ 活動報告 ～

平成 27 年度国際協力人材育成研修実施報告

国際協力部教官

石 田 正 範

第 1 はじめに

約 20 年前に開始された法務省による法制度整備支援は、年々支援対象国が増加するとともに、支援内容が拡大、複雑化していることから、今後も同支援を適切に推進していくためには、同支援に携わる人材を幅広く育成する必要がある。

そこで、当部においては、平成 21 年より、法制度整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、同支援への理解を深めさせるとともに、将来同支援業務に従事する場合に必要な知識及び技術の一端を習得させることを目的として、毎年 1 回国際協力人材育成研修を実施しており、今回が 7 回目となる。

以下、今回の研修の概要及び結果等につき、研修員の感想（本稿末尾）と併せて報告する。

第 2 研修の概要

1 研修期間

平成 27 年 11 月 9 日ないし同月 20 日（移動日を含む。）

2 研修場所

(1) 国内研修

当部（大阪市福島区福島 1 丁目 1 番 60 号大阪中之島合同庁舎 4 階）

(2) 国外研修

カンボジア王国（以下「カンボジア」という。）

3 研修員

(1) 宮崎文康（法務省民事局付）

(2) 水川亮（法務省民事局総務課企画第一係長）

(3) 前田澄子（千葉地方検察庁検事）

(4) 寺嶋勇祐（長崎地方検察庁検事）

(5) 田中博史（青森地方検察庁八戸支部検事）

(6) 米田佳子（大阪高等検察庁検察事務官）

4 研修内容（概要）

(1) 国内研修（平成 27 年 11 月 10 日，11 日，19 日及び 20 日）

- ア 法務省による法制度整備支援の概要に関する講義
- イ 各国における法制度整備支援の概要に関する講義
- ウ 国際協力専門官の業務に関する講義
- エ 国際協力部副部長による講義
- オ 国際協力部長による講話
- カ 資料整理，研修レポート作成
- キ 総括質疑応答

(2) 国外研修（平成 27 年 11 月 12 日ないし 18 日）

- ア JICA 長期派遣専門家らとの意見交換会
- イ カンボジア司法省，王立司法学院，カンボジア弁護士会及び王立法律経済大学のワーキング・グループ見学
- ウ カンボジア特別法廷訪問
- エ 名古屋大学日本法教育センター訪問
- オ プノンペン地方裁判所における裁判傍聴
- カ JICA カンボジア事務所訪問

第 3 実施結果

1 国内研修前半

(1) 平成 27 年 11 月 10 日

ア 講義「法務省による法制度整備支援の概要」（当職）

法務省による法制度整備支援の概要について，国際協力部の関わり，他機関・他国による法制度整備支援との比較等を中心に講義を実施した。

イ 講義「各国法制度整備支援の概要」（堤正明，内山淳，塚部貴子及び松尾宣宏各教官）

ラオス人民民主共和国，カンボジア，ネパール連邦民主共和国，ベトナム社会主義共和国及びミャンマー連邦共和国における法制度整備支援の経緯，状況，成果等について，各国を担当する教官が講義を実施した。

ウ 国外研修オリエンテーション（当職）

国外研修の具体的内容，心構え等を伝達するとともに，必要な準備等を行った。



国内研修での講義の様子

(2) 平成 27 年 11 月 11 日

ア 講義「法制度整備支援の在り方」(柴田紀子副部長)

カンボジア長期派遣専門家としての経験等を踏まえて、長期派遣専門家の役割、心構え等を中心に、法制度整備支援の在り方について講義を実施した。

イ 講義「国際協力専門官の業務」(藤生康裕統括国際協力専門官，千同舞主任国際協力専門官)

国際協力部における国際協力専門官の業務，役割等について講義を実施した。

ウ 講義「各国法制度整備支援の概要」(渡部吉俊及び横幕孝介各教官)

東ティモール民主共和国及びインドネシア共和国における法制度整備支援の経緯，状況，成果等について，各国を担当する教官が講義を実施した。

エ 国外研修オリエンテーション(井倉美那子国際協力専門官)

国外研修での生活面での注意事項等を伝達した。

2 国外研修

(1) 平成 27 年 11 月 13 日

ア JICA プロジェクトオフィス意見交換会

辻保彦長期派遣専門家・チーフアドバイザー(以下「辻専門家」という。)，嶋貫賢男長期派遣専門家(以下「嶋貫専門家」という。)，原雅基長期派遣専門家(以下「原専門家」という。)及び川口裕子業務調整員から，カンボジアにおける法制度整備支援の実施状況，長期派遣専門家の役割，現地での苦労等について説明を受けた上で，研修員から質問をするなど，意見交換会を実施した。

その後，研修員と JICA プロジェクトオフィスのカンボジア人スタッフとの間で，英語による質疑応答を実施した。

イ 王立司法学院ワーキング・グループ見学

王立司法学院において、原専門家が担当する同学院のワーキング・グループを見学した。

ウ カンボジア弁護士会ワーキング・グループ見学

JICA プロジェクトオフィスにおいて、嶋貫専門家が担当するカンボジア弁護士会のワーキング・グループを見学した。



カンボジア人スタッフとの質疑応答の様子



王立司法学院にて

(2) 平成 27 年 11 月 16 日

ア カンボジア特別法廷訪問

カンボジア特別法廷（クメール・ルージュ政権により行われた虐殺等の重大犯罪について、同政権の幹部を裁くことを目的として国際連合の関与の下で設置）を訪問し、同法廷共同捜査室で主任分析官として勤務する藤原広人氏より、同法廷設置に至るまでの国際刑事司法の沿革、同法廷の概要、審理の進捗状況、現状の課題、国際機関におけるキャリアパス等について説明を受けた上、法廷等の施設を見学した。

イ 名古屋大学日本法教育研究センター訪問

名古屋大学が王立法律経済大学内に設置し、同大学の学生に対して日本語による日本法教育を実施している名古屋大学日本法教育研究センターを訪問し、研修員が同センターの学生に対し、「民事裁判における名誉棄損」「刑事裁判における間接事実による立証」の各テーマで講義を実施した。

日本語による講義であり、その内容も平易なものではなかったが、学生の理解力や意欲は素晴らしく、講義内容に対して多くの学生から積極的かつ鋭い質問がなされた。



カンボジア特別法廷にて



名古屋大学日本法教育研究センター
での講義の様子

(3) 平成 27 年 11 月 17 日

ア カンボジア司法省ワーキング・グループ見学

JICA プロジェクトオフィスにおいて、嶋貫専門家が担当するカンボジア司法省のワーキング・グループを見学した。

イ プノンペン地方裁判所における裁判傍聴

カンボジアの裁判制度下で第一審にあたるプノンペン地方裁判所において、JICA プロジェクトオフィスのスタッフの通訳の下、刑事裁判を傍聴した。

(4) 平成 27 年 11 月 18 日

ア 王立法律経済大学ワーキング・グループ見学

王立法律経済大学において、辻専門家が担当する同大学のワーキング・グループを見学した。

イ JICA カンボジア事務所訪問

JICA カンボジア事務所において、安達一所長らから、カンボジアにおける JICA 事業の概要、法制度整備支援の重要性等について説明を受けるとともに、研修員から、本研修の国外研修を通じて得た感想や意見を述べた。



王立法律経済大学ワーキング・グループの様子

3 国内研修後半

(1) 平成 27 年 11 月 19 日

資料整理，研修レポート作成

(2) 平成 27 年 11 月 20 日

ア 講話（阪井光平部長）

複雑化する国際社会の中での法制度整備支援の在り方等について講話を実施した。

イ 総括質疑応答（阪井光平部長，当職ら当部教官）

各研修員が本研修の所感等を述べ，阪井光平部長をはじめとする当部職員と意見交換等を実施した。

ウ 閉講式



総括質疑応答の様子

第 4 所感

本研修は，前記研修目的に基づき，研修員 6 名（裁判官出身 1 名，法務事務官 1 名，検事 3 名及び検察事務官 1 名）に対して実施したものであり，国外研修に先立つ国内

研修前半において、法制度整備支援の概要、カンボジアを始めとする各国における法制度整備支援の現状、課題等の講義を集中的に実施し、法制度整備支援等の基礎知識を持ってもらった上で、カンボジアにおいて国外研修を実施し、法制度整備支援の現場を直接見聞きしてもらった。

本研修で第7回となる国際協力人材育成研修の国外研修は、第1回ないし第4回はベトナム社会主義共和国で、第5回以降はカンボジアで実施しており、本研修では一昨年、昨年に引き続きカンボジアで実施した。

カンボジアは、クメール・ルージュ政権による法律家等の知識人の大量虐殺の影響により、法制度整備支援の対象国の中でも法律家人材が圧倒的に不足しており、同支援の必要性が具体的にイメージしやすいこと、日本の同支援等により民法、民事訴訟法等が成立したとの経緯もあってその内容が日本の法律と類似しており、それを前提としたワーキング・グループでの議論等にもついていきやすいこと、現行プロジェクトはカンボジア司法省、王立司法学院、カンボジア弁護士会及び王立法律経済大学の4機関を対象とする比較的シンプルなスキームであることなどから、国際協力人材育成研修の国外研修の場として適切な国であると思料する。

本研修の研修員は、国外研修を通じて、長期派遣専門家らが、忍耐強くカンボジア側関係者の主体性を重視するというスタンスを徹底しつつ、熱意を持って国外での職務に当たっている姿を目の当たりにし、また、カンボジアをより良い国にしたいと願いつつ、日々の自己研さんを惜しまない名古屋大学日本法教育センターの学生やJICAプロジェクトオフィスのカンボジア人スタッフと触れ合うことで、強い感銘を受け、将来的に法制度整備支援業務に携わることや日々の自己研さんへの意欲を高めるとともに、カンボジアという国自体にも強い興味を持った模様であった。

各研修員は、各自が具体的な問題意識を持ちつつ、自らカンボジア人の輪に飛び込んで種々の質問をしたり、研修員同士で活発な議論をしたり、研修時間外に進んでクメール・ルージュ政権による大虐殺関連の施設を訪れたりするなど、積極的に本研修に取り組んでおり、その姿は非常に頼もしいものであった。

過去の国際人材育成研修の研修員がその後当部に合計4名配属されるなど、同研修は着実に成果を上げているものと思料されるが、本研修の研修生の中から、将来法制度整備支援業務に従事する人材が輩出されることを願う。

添付資料 日程表、研修員名簿

平成27年度国際協力人材育成研修日程表

月 日	曜日	午前	12:00	午後	18:00	備考
11 / 9		16:00 法務総合研究所大阪支所入寮				大阪泊
11 / 10	火	9:50 研修員 挨拶 副部長室ほか	10:00 講義「法務省による法整備支援の概要」 国際協力部教官 石田正範 国際協力部4階セミナー室	13:00 講義「各国法整備支援の概要」 国際協力部教官 堤正明, 内山淳, 塚部貴子, 松尾宣宏 国際協力部4階セミナー室	17:00 海外研修オ リエンテーション 国際協力部教官 石田正範 国際協力部4階 セミナー室	大阪泊
11 / 11	水	10:00 講義「法整備支援の在り方」 国際協力部副部長 柴田紀子 国際協力部4階セミナー室	11:10 講義「国際協力専門官の業務」 国際協力専門官 藤生康裕, 千同舞 国際協力部4階セミナー室	13:15 講義「各国法整備支援の概要」 国際協力部教官 渡部吉俊, 横幕孝介 国際協力部4階セミナー室	15:00 海外研修オリエンテーション 国際協力専門官 井倉美那子 国際協力部4階セミナー室	大阪泊
11 / 12	木	関西空港発 プノンペン着 日本(大阪)10:30発 ベトナム(ホーチミン)14:15着(VN321) ベトナム(ホーチミン)16:15発 カンボジア(プノンペン)着17:00(VN920)				プノンペン泊
11 / 13	金	9:00 意見交換 カンボジア長期専門家ほか JICAプロジェクト事務所		14:00 WG見学(RAJP/BAKC) RAJP/JICAプロジェクト事務所		プノンペン泊
11 / 14	土					プノンペン泊
11 / 15	日					プノンペン泊
11 / 16	月	9:00 裁判傍聴・グループ訪問 カンボジア特別法廷(ECCC)		14:00 研修員によるカンボジアの学生に対する講義 名古屋大学日本法教育研究センター(RULE内)		プノンペン泊
11 / 17	火	9:00 WG見学(MOJ) JICAプロジェクト事務所		14:00 裁判傍聴 プノンペン地方裁判所		プノンペン泊
11 / 18	水	9:00 WG見学(RULE) RULE	10:00 表敬訪問 JICAカンボジア事務所	プノンペン発 カンボジア(プノンペン)20:30発 ベトナム(ホーチミン)21:15着(VN3858)		機内泊
11 / 19	木	関西空港着 ベトナム(ホーチミン)00:15発 日本(大阪)7:00着 (VN320)		資料整理・レポート作成		大阪泊
11 / 20	金	9:30 研修員 挨拶 部長室	9:45 講話 国際協力部長 阪井光平 国際協力部4階セミナー室	10:30 レポート発表・総括質疑応答 国際協力部4階セミナー室	13:15 閉講式 国際協力部4階セミナー室	原庁へ

※MOJ(カンボジア司法省), RAJP(王立司法学院), BAKC(カンボジア弁護士会), RULE(王立法律経済大学)

平成27年度国際協力人材育成研修員名簿

Members of Training Seminar for the Human Resource Development for International Cooperation

1	宮 崎 文 康
	Mr. MIYAZAKI Fumiyasu
	法務省民事局付 Government Attorney of the Civil Affairs Bureau
2	水 川 亮
	Mr. MIZUKAWA Akira
	法務省民事局総務課企画第一係長 Chief of Coordination First Unit , General Affairs Division, Civil Affairs Bureau
3	前 田 澄 子
	Ms. MAEDA Sumiko
	千葉地方検察庁検事 Prosecutor of the Chiba District Public Prosecutors Office
4	寺 嶋 勇 祐
	Mr. TERASHIMA Yusuke
	長崎地方検察庁検事 Prosecutor of the Nagasaki District Public Prosecutors Office
5	田 中 博 史
	Mr. TANAKA Hiroshi
	青森地方検察庁八戸支部検事 Prosecutor of the Hachinohe Branch of Aomori District Public Prosecutors Office
6	米 田 佳 子
	Ms. YONEDA Yoshiko
	大阪高等検察庁検察事務官 Public prosecutor's assistant officer of the Osaka High Public Prosecutors Office

【研修担当/Officials in charge】

教官/ Government Attorney 石田 正範 (ISHIDA Masanori)

国際協力専門官/Administrative Staff 井倉 美那子 (INOKURA Minako)

平成 27 年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局付 宮崎 文康

1 はじめに

この度、私は平成 27 年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

私は昨年 7 月から、法務省民事局民事第二課という、主として我が国における不動産登記制度を所管する部署に所属している。民事第二課と法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）とは、法務省という大きなくりでは共通しているものの、仕事内容は大きく異なり、また、場所が離れていることもあって、おそらく、私の周りには、ICD や現地に派遣されている長期専門家が行っている法制度整備支援の具体的内容を知っている者は多くはないのではないかと思われる。

また、民事第二課が不動産登記制度を所管する部署であることは前記のとおりであるところ、今回の研修期間を通じて、何度かカンボジアにおける不動産登記制度が議論の対象となることがあったため、その内容をここに御紹介することは決して無益ではないと思われる。

そこで、本レポートは、できるだけ多くの方々に今回の研修の成果を所感を交えて御報告するとともに、自分が現地で体験し、あるいは文献等で調査した内容なども踏まえ、カンボジアの実務家らの間で議論になっている事項について、その具体的内容を紹介したいという観点から作成した。本レポートの中には、これまでに法制度整備支援に携わったことのある方にとっては周知の内容も含まれると思われるが、前記目的に照らし、その点は御容赦いただきたい。

2 カンボジアにおける法制度整備支援の概要

(1) クメール・ルージュ

法制度整備支援は、カンボジアのみならず、多くの国をその対象としているが、国によって社会、歴史、文化の違いがあることから、当然に、同支援のやり方も異なるものとなる。例えば、カンボジアは、東にベトナム、北にラオスという、ともに法制度整備支援の対象となっている国々を隣接国としているが、両国はいずれも社会主義国であるため、ラオスは先行して行われていたベトナムでの同支援のやり方を参考としている。これに対して、カンボジアはそもそも社会制度の仕組みが異なる上に、クメール・ルージュによる深い傷跡が残っているため、そのことが今の社会の在り方、ひいては法制度整備支援にも影響を与えている。カンボジアにおける法制度整備支援を語る上では、その歴史を知ることは避けて通れないであろう。カンボジアへの日本人渡航者にとって、シエムリアップ及びそこにあるアンコール

ワットは馴染みがあっても、プノンペンを訪れ、その負の遺産を訪れたという者は多くはないと思われることから、ここで、クメール・ルージュの歴史について、現地を訪れた経験を交えつつ簡潔に述べることにしたい。

クメール・ルージュとは、1975年4月17日にカンボジアの首都プノンペンを制圧し、それ以降、1979年にかけて、知識人を中心とする大量虐殺を行ったカンボジア共産党である。

私は研修期間中の休日を利用して、プノンペン内にあるトゥールスレン (Tuol Sleng) 及びキリングフィールド (Killing Field) を訪れた。トゥールスレンは、クメール・ルージュ時代に学校を改修して作られた強制収容所である。今は、そこには、捕えられた者たちの顔写真が展示されているほか、当時に拷問で使われた鎖や凶器が生々しく残されている。そこでは、捕えられた者は鎖に繋がれ、鞭打ちや水責めに遭い、処刑される人々は、トゥールスレンからキリングフィールドへと運ばれる。キリングフィールドは、現地の日本語版パンフレットでは、「大量虐殺センター」と翻訳されている。その名のとおり、その慰霊塔には、幾多の人骨が収められており、その周辺には、土にまみれた子供用の衣服をはじめ、処刑された者たちの生きた痕跡が垣間見える。捕えられ、拷問を受け、処刑された者の中には、少年少女、国家建設のために貢献したいという気概を持って集った者もいたと聞く。それらの者はどれだけ無念な思いだったであろうか。想像するだけで、怒りと悲しみの思いが込み上げてくる（なお、私のカンボジア滞在中である2015年11月13日、パリで痛ましいテロ事件が起きた。カンボジアで起きたクメール・ルージュによる悲劇は40年前の出来事であるが、シリアでは今も虐殺行為が報じられていることを忘れてはならない。）。

処刑された知識人の中には、学校教師も含まれる。これは、カンボジアから、一定期間において教育が消えたことを意味する。カンボジアの街を歩くと、1台に4人を乗せた原動機付自転車が走り回るなど、交通事情一つをとっても、日本との違いを感じるが、これは、ルールを守っていないというより、そもそもルールを教わっていないことにも起因することなのかもしれないと感じる。

さて、クメール・ルージュ幹部の責任はどのように追及されるのかということ、カンボジアには、ECCC (Extraordinary Chamber in the Courts of Cambodia) というクメール・ルージュ特別法廷が存在し、そこでは、現在も審判が行われている。今回、私たちは、ECCCの施設に行き、その内部を見学することができたが、直前に期日変更がされたため残念ながら裁判傍聴をすることはできなかった。実際の裁判傍聴の様子については、カンボジアでの長期専門家経験のある柴田紀子検事が執筆された

「法律のひろば」への連載記事「カンボジアの法の夜明け—キムセンへの手紙」の「第10回〈特別編〉2010年7月のカンボジア」（2010年11月号・62ページ）に詳細に描写されているので、そちらを御覧いただきたい。

(2) プロセス重視の法制度整備支援

ICDは、カンボジアにおいて、1999年3月から民法及び民事訴訟法をはじめとする民事関連法令の起草支援を開始し、2006年に民事訴訟法が、2007年に民法が、それぞれ成立した。

現行のプロジェクトは、それらの普及活動及び人材育成を中心に据えている。ここでいう人材育成とは、我が国から現地に派遣されている長期専門家が自ら教鞭をとって教えるわけではなく、教える人を育てることや、法律の作成・運営のプロセスを教えることを意味する。

ここでは日本の立場は、作る主体ではなく、あくまで黒子に過ぎない。なぜ、プロセスを重視するのか。法律を作って終わりにする、というやり方は簡単である。しかし、法律を作っても、ある規定の解釈に疑義が生じた時にどうするか。我が国には、当たり前のように各法律のコンメンタールが存在し、それを参照することが可能であるが、これは、発展途上国から見れば、当然のことではない。常にドナー国がいなくては運用ができないというのでは、法制度整備支援の目的が真に達成されたとはいえないことは明らかであろう。とりわけ、カンボジアにおいては、前記の歴史的経緯から、法律を教えることができる人材が不足している。そのため、法制度整備支援の重要性はなおのこと高いのである。

このような理由から、カンボジアにおいては、現地に派遣されている長期専門家が実務家や学生たちに一方的に教えるだけ、というようなやり方ではなく、司法省(MOJ)、王立司法学院(RAJP)、弁護士会(BAKC)及び王立法律経済大学(RULE)という4機関においてワーキンググループを組んで、共同研究という形で、あくまでも各機関の自主性を重んじるやり方で法制度整備支援が進められている。

私は実際に各ワーキンググループを見学する機会を与えていただくことができたことから、次に、項を改めて、各ワーキンググループの内容について、私が現地で体験したことも含め、御報告することとしたい。

3 各ワーキンググループについて

(1) 王立司法学院(RAJP)

ア RAJPとは、我が国の司法研修所と似て、裁判官及び検察官を育成する役割を担っており、現役の裁判官及び検察官が、その教官となっている。

このワーキンググループは、これから RAJP の教官となることを期待されている裁判官及び検察官がメンバーとなっており、手続の議論が主たるものである。

私が見学させていただいたワーキンググループのテーマは、「強制執行の停止と取消し」(Interruption and Cancellation of the Compulsory Execution Procedure)であった。現地の実務家が、自ら作成したパワーポイントに基づいて、請求異議の訴え (Suit Objecting Against Claim)、第三者異議の訴え (Third Party Objection Suit)、執行文付与に対する異議の申立て (Objection against the Grant of Execution Clause)、執行文付与に対する異議の訴え (Suit Objecting to Grant of Execution Clause)、抗告 (Chomtoah Appeal) 及び執行異議 (Objection Against Execution) について、それぞれプレゼンテーションを行っていた一方で、長期専門家 (裁判官出身) は、ワーキンググループメンバーの自主性を尊重するという観点から、発言する機会はそう多くはなかったが、同メンバーの側からあまり発言がないときは、長期専門家の側から積極的に問題提起をされていた。

交わされていた議論のうち、ここでは、第三者異議の訴えについて、登記制度と絡む場面があったことから御紹介したい。

カンボジア民事訴訟法第 365 条第 1 項は、「強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、執行債権者に対し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができる。」と定め、我が国の民事執行法第 38 条と同様の規定振りとなっている (カンボジアでは、民事執行手続及び民事保全手続が、民事訴訟法の中で規定されている)。その上で、登記がされた不動産に対する強制執行の申立てをするには、当該不動産の登記簿謄本等が必要とされている (カンボジア民事訴訟法第 417 条第 3 項第 1 号)。

ここで議論になっていたのは、カンボジアにおいて、第三者異議の訴えが提起される場面が果たしてどれほどあるのかということである。すなわち、カンボジア民法第 135 条は、「第 133 条 (合意による物権変動) 及び第 134 条 (物権変動の対抗要件) の規定にかかわらず、不動産に関する合意による所有権の移転は、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ効力を生じない。」と定め、我が国の登記の考え方 (対抗要件主義) とは異なり、合意による所有権移転の場合には登記を効力要件としている。そのため、登記名義人と実体法上の所有権者とが一致することが多く、その分、第三者異議の訴えが提起される場面が法律上は少なくなるように見える。もっとも、カンボジアでは、ま

だまだ登記がされている不動産は多くはないとのことである（2009年1月から2014年3月までの間、JICAカンボジア法制度整備プロジェクト及び民法・民事訴訟法普及プロジェクトに、専門家及び国際協力専門員として関わった磯井美葉弁護士の報告書「カンボジアの不動産登記について」によれば、人口ベース（約1400万人）で約32パーセントが登記済みの土地に住んでいるとの報告があり、現在の国土省の作業目標は、2015年には57ないし65パーセント、2018年に70パーセントの登記を終えることであるとされている。なお、前記報告書は、JICAホームページから閲覧可能である。<http://www.jica.go.jp/cambodia/office/information/investment/05.html>）から、現実においては、第三者異議の訴えが提起される場合が少ないとまではいえないようである。

イ ところで、このワーキンググループで用いられたレジュメの中では、「抗告」を指す語として「Chomtoah Appeal」と記載されていた。JICA産業開発・公共政策部が作成した法制度整備支援に関するプロジェクト研究「カンボジアにおける法整備支援の軌跡—民法・民事訴訟法等起草支援の経緯と方法論—」によれば、民法及び民事訴訟法の法律用語にどのような言葉を充てればカンボジアの人々にとって理解しやすいのかという点は、2000年から2002年にかけて、用語確定会議において検討されたところ、上訴のうち抗告は新たな概念であり、それにふさわしい語を見つけ出さねばならず、日常用語であるchomtoahという語に抗告の概念を充て、「bandang chomtoah」とすることとなった（同文献28ページ。なお、「bandang」というのは訴えと申立ての両方の概念を指すようである。）。

民事訴訟法については、弁論準備手続及び口頭弁論を中心とする判決手続は従前のカンボジアには存在していなかったため、新たな概念・用語を多く創出することが求められ、その結果、従前の手続に慣れた法曹実務家にとっては全く新しい概念・用語が頻出することとなったが、その反面、従前の概念に左右されずに新し手続を理解できるという利点が生じたとのことである（前記研究36ページ）。他にも前記研究には各法の立法のプロセスが詳細に整理されているところ、こうした法案の起草過程を知ることは、これからの法制度整備支援においても参考になるように思える。

(2) 弁護士会 (BAKC)

ア BAKCのワーキンググループは、カンボジアでは民法及び民事訴訟法が必ずしも正しく適用されていないという実情を踏まえ、実際の事例に基づいて、各法律が正しく適用されたとすればどのような結論となるかについて、担当者で

ある弁護士がプレゼンテーションを行い、弁護士同士で議論するというものである。

私が見学した際のテーマは、未登記の土地が二重譲渡された場面で所有権の帰属はどのようになるかについて検討するというものであった。詳細は割愛するが、事案の大まかな内容は、Xが2001年以前から所有していた未登記の土地Aを、2007年10月にYに売却したが、Yは直ちにXに対して土地Aを貸し、Yは土地AをXを通じ間接占有をすることとなった。その後、Xは自己名義で登記を備えた後、第三者であるZに対して土地Aを売却して登記を移転し、Zが土地Aを直接占有するに至った、というものである。

我が国であれば、民法第177条により、保存登記を先に備えた者が優先する、ということになるが、カンボジア民法は前記のとおり合意に基づく所有権の移転の場合には効力要件主義を採用しており、基本的な考え方を異にする。さらに、カンボジアの現行民法は2007年に成立したものであって、それ以前から存在していた「土地法」第39条及び第40条には、「保有から完全な所有権への転換を待つ間、本法律に準拠した保有は不動産にかかる対物権を構成する。当該不動産は交換、権利移譲、取引の対象となる場合がある。」、「保有権は、土地登記簿が作成された時点において不動産の所有権に関して何ら紛争が生じていない場合のみ、決定的で確実な不動産所有権を構成するものとする。」という規定が置かれており、これらの規定は廃止されていない。これらの規定が何をいわんとするのか私には正確には理解できなかったが、現地の弁護士によると、土地法のこれらの規定によれば登記を備えたZではなく従前から占有を続けてきたYに所有権が帰属するという解釈の余地もあることから争いが生じるとのことであり、ワーキングメンバーの間でも、設定された具体的事例において、いずれに所有権が帰属するかということについて、原告派と被告派とに意見が真っ二つに分かれ、かなり激しく議論が行われていた。

滞在中には、カンボジアには近年、新民法をはじめいくつか新しい法律はできたが、その担い手がおらず、必ずしも十分に理解されていない、また、2007年に成立した新しい民法についていけずに、裁判官を退職する者もいるといった話なども耳にした。しかし、このワーキンググループに参加している若手のメンバーからはそのようなことは微塵も感じられず、まさに彼らがこれから担い手になっていくのだという気概を感じた。

イ さて、上記の議論で登場した「土地法」については、現行民法との衝突が生じる部分もあったため、現行民法制定の際に、調整作業が行われたようである。

この調整作業の過程は前記研究に詳述されているところ、その内容は、カンボジア民法において不動産登記が完全な対抗要件主義とならなかったことと関連性を有することから、同研究の記載に基づき、ここで御紹介したい。土地法は、所有権の移転について登記を要件とする効力要件主義を採用したものと解釈されていたのに対し、民法草案は、諾成主義と登記の対抗要件主義とを前提に作成されていたところ、アジア開発銀行から反対意見が示された。アジア開発銀行は、土地法は土地の登記と所有権の所在が完全に一致するトーレンスシステムを導入したものであると主張し、民法草案は土地法施行の妨げとなると反発した。これに対し、日本側は、従前の調整の成果を強調し、登記を対抗要件とするという認識がカンボジア内部で醸成されていると主張した。そして両者の協議を経て、土地法の規定を民法に移し、民法においては限定的な、合意による所有権の移転の場合における効力要件主義を採用するに至ったとのことである（前記研究 40, 41 ページ）。

もっとも、民法と土地法との関係で生じるカンボジアの法制度特有の論点というのは、このワーキンググループにおいて議論されていたものの他にもまだまだあるのではないかと考えられる。現地の実務家たちによって今後解釈が深められていくことを期待したい。

(3) 司法省 (MOJ) 及び王立法律経済大学 (RULE)

司法省 (MOJ) 及び王立法律経済大学 (RULE) のワーキンググループでは、ジョイントワーキンググループ（上記の 4 機関が合同で行うワーキンググループ）で発表を行うためのレジユメのブラッシュアップ作業が行われている現場を目にした。

レジユメの作成には、長期専門家（弁護士又は検察官出身）が必要に応じて意見を述べるなど手助けをするようであるが、現地の実務家らは、長期専門家が提示した意見でも、安易にそれを受け入れるようなことはせず、それに納得しない限り、とことん議論を続けようとする。

議論されていた内容は、例えば、金銭賠償の原則の例外である当事者間の特約の具体例として挙げられていた「Aが弁済遅延であれば、1年間の遅延利息の代わりに350キログラムのお米及び元の代金をBに弁済しなければならない」という文章について、「遅延利息の代わりに」が「元の代金」にまで係るのが分かりにくいので、「元の代金」という文言の位置を移動させたほうがよいのではないかと、といった具合である。

ここでは、想像していた以上に、現地の実務家らは、内容面のみならず、文言へのこだわりが強く、決して妥協はしないという印象を受けた。

4 日本法教育研究センターにおける講義

以上に述べたワーキンググループの見学のほか、私は、裁判傍聴や現地の学生への講義など、様々な経験をする事ができた。

ここでは、その中でも、日本法教育研究センターにおいて行った学生への講義のことを御紹介したい。

日本法教育研究センターとは、王立法律経済大学（RULE）内に設置されている、名古屋大学がカンボジアの現地学生に対して日本法教育を実施している教育機関である。

そこで、私たちは、学生たち（3,4年生）に対して、我が国における名誉毀損について、具体的事例を題材にしながら講義を行った。講義では、模擬裁判形式を取り入れ、名誉毀損の被害者と加害者（出版社）がそれぞれ自らの言い分を述べた上で、学生たちに対して、あなたが裁判官であれば双方当事者のいずれの言い分が正しいと思うか、あるいは、具体的な慰謝料額としてどの程度が妥当だと思うか、といった問いかけをするなど、自分の頭で考えてもらえるような工夫を凝らした。その甲斐あってか、学生たちは、かなり真剣に考え、活発に議論をしている様子が見受けられた。

特に目を見張ったのが、学生たちのレベルの高さである。私たちの講義の中では、学生たちにいくつかの事件（裁判例）を説明する場面があったのであるが、最後に、ある学生から、A事件とB事件とを対比すると、A事件の方が名誉毀損文言の悪質性が高く、かつ被害者の職業柄より注目を受けるべき立場にあったように見え、そうであるにもかかわらずB事件の方が慰謝料額が高いのは整合性が採れていないのではないか、という質問がされた。私たちが行った短時間の講義の中で、的確に事例を分析し、かつ、このような鋭い指摘をするというのは正直予想しておらず、ここでの教育を通じて学生たちの法的素養は確実に高められていることを肌で実感した。

5 人とのつながり—カンボジア司法の未来

これまで述べてきたような様々な経験を通じて、現地の実務家や学生、各ワーキンググループや裁判傍聴でクメール語の通訳として助けていただいたプロジェクト事務所の職員たちをはじめ、多くのカンボジアの人々との出会いがあった。ここでは、その中でも、私が現地で出会ったカンボジア人の若者の話を御紹介したい。

その若者は日本語に堪能で、法律用語も的確に理解しており、そのノート等からは非常に勉強熱心な様子も垣間見られた。シャイな性格なのか、最初は自ら積極的に多くを話そうとはしなかったが、徐々に自分の夢や、カンボジアの実情などを話すようになってくれた。その若者は、裁判官になるのが夢である、しかしお金がないのでそ

の夢を実現させるのは困難である、とこぼした。お金がないので、というのは、日本の法曹にとってはあまりピンと来ないかもしれないが、その若者の話によれば、カンボジアで法曹になるには、法的素養だけでなく、コネクション、そして数百万円相当のお金が必要であるとのことであった。

私にはカンボジア司法の実情はうかがい知れなかったが、研修中に調べてみたところ、本年9月17日に国際法曹協会人権評議会（IBAHRI）からリリースされた“Justice versus corruption: Challenges to the independence of the judiciary in Cambodia”という報告書に接することができた。これによれば、カンボジア司法においては様々なところで汚職がみられ、例えば裁判官になろうとする者は賄賂を求められたり、特定の政党のメンバーであれば裁判官に指名されやすかったりする（同報告書7, 26 ページ）。裁判所の判断は賄賂や政治的圧力により左右され、裁判官や廷吏に賄賂を渡さなければ事件の情報を教えてもらうことができないということがある（同報告書29 ページ）。カンボジアの“Law on the Bar”は、弁護士になるための方法として2種類のルートを定めているところ、一方のルートは、3万米ドルほどの支払が必要であり、コネクションや賄賂を支払うに足る資力を有する者が弁護士になるためのルートであって、法教育や経験を有しない者でも弁護士になることがあり、多くの政治家は弁護士資格を退職後の金稼ぎとしか考えていない。他方のルートは、弁護士になろうとする学生のほとんどは2万米ドルまでの支払を求められる（同報告書49, 50 ページ。ただし、同報告書には、日本政府が出資したRAJP出身の弁護士は、法教育の過程で金銭を支払う必要はなかった旨が述べられている。）、とのことであった。

この報告書は主に現地での実務家からの聴き取りなどを基に作成されているようであり、その内容がどこまでカンボジアの実情を忠実に反映したものかは分からないが、仮にカンボジアに上記のような汚職が蔓延しているのだとすれば、その背景には、カンボジアの裁判官の待遇が良くないことのほか、教育が存在していなかった空白期間のために、人々の間にルールをきちんと守るという当然のことが浸透していないこと、裁判過程が必ずしも透明化されていないこと（その真偽は不明であるが、私は、「カンボジアでは裁判官が自分が下す判断について自信が無いため、判決が公開されない。」との話も耳にした。）があるのではないかと感じる。

せっかく法律を作っても、まだまだそれが浸透することはなく、また、司法の世界にも汚職がある、そう聞くと、このような国で法制度整備支援をやることの意味がどこまであるのか、疑問を抱く方もいるかもしれない。

しかし、カンボジアは、今正に、若い世代の活躍によって、司法制度が生まれ変わろうとしているのではないかと、私はそう感じた。現に、カンボジアには、30歳代の

若さで大臣ポストに就いたり、裁判所の幹部クラスになる者もいる。もちろん、世代交代というのは簡単にはいかない。カンボジアでは、年功序列を重視する文化があるようであり、これまでカンボジアを支えてきた年長者に対する配慮も必要である。もっとも、前記の各ワーキンググループで交わされていた熱い議論、日本法教育センターの学生たちの純粋な輝く瞳を思い出せば、彼らがこれからのカンボジアの新しい透明な法制度を切り開いていってくれる、そう確信している。

その手助けをするためには、やはり法制度整備支援はなお必要とされている、そう思う。前記の裁判官になりたいと言っていた若者が、お金やコネクションに左右されずに、自らの能力で裁判官になれる、そんな日がカンボジアに到来することを、心から願う。

6 最後に

今回の研修を経て、法制度整備支援の実情を知ることができたことはこれまで述べてきたとおりであるが、それ以外にも、様々な点で視野を広げることができた。

まず、我が国とカンボジアとの法の仕組み及び不動産登記制度の差異、カンボジアの法制度特有の論点や、カンボジアにおける法律の起草過程等をこの研修を機に知るなど、法的素養を身に付けるという観点から新たな学びがあった。カンボジアに限らず、国外の法制度を学ぶことは、我が国における法制度を考える上でも大いに参考になる。とりわけ、実際に現地の弁護士や裁判官等と直接に情報交換をすると、通訳が話していたことや文献等に記載されていること以上の情報を与えてくれることがあり、例えば、あるワーキンググループでは、クメール語で激しい議論が展開され、日本語通訳はいたものの傍聴しているだけでは議論の全てを追うことはできないという状態であったが、参加メンバーの一人である弁護士の隣の席に行って英語で直接話してみると、最新の議論の状況を聴取するなどすることができた。国外の法制度及び法運用の実情への理解を深めるために自分の語学力を役立てることもでき、総じて実りのある研修になったのではないかと思う。

今回の研修を機に、国際的な業務への関心が高まったことはもちろんであるが、法務省民事局が所管する我が国の民事基本法及び登記制度を更に発展・充実させるためにも、国外の法制度にも目を向け、しっかり勉強することの重要性を改めて感じた次第である。

このような貴重かつ有意義な経験をすることができたのは、様々な方々のおかげであるが、とりわけ、日本人があまりおらず、かつ文化も全く異なる世界で、ワーキンググループの議論に粘り強く付き合っていくことはもちろんのこと、関係機関との調

整などは非常に骨の折れる作業であろうと想像しており，そんな中，様々な場所を御案内いただき，大変お世話になった現地の辻長期専門家をはじめとする現地プロジェクト事務所の方々には，この場をお借りして，まずもって感謝を申し上げたい。また，御引率くださった石田教官及び井倉専門官をはじめとする ICD の皆様，研修期間をともに過ごした研修員の皆様，そして，多忙の中快く送り出してくださり壮行会まで開いて下さった民事第二課の皆様にも，感謝が尽きない。最後に，ワーキンググループでお会いした現地の実務家の方々，日本法教育研究センターのスタッフ，学生たち，そのほかカンボジアで出会った全ての人たちに，心から御礼を申し上げたい。

អរគុណច្រើន

以上

平成 27 年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局総務課企画第一係 水川 亮

第 1 はじめに

私は、平成 27 年 11 月 10 日から同月 20 日まで、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）が実施する「平成 27 年度国際協力人材育成研修」（以下「本研修」という。）に参加する機会をいただいた。

本研修は、法務省が今後も開発途上国に対する法制度整備支援を適切に推進していくためには、これに携わる人材を計画的に育成する必要があることから、将来、同支援に携わりたいとの希望を有する法務・検察職員を対象に、国際協力部で同支援に関する講義を受けさせた上、支援対象国の一つであるカンボジアを訪問し、同支援の活動現場を直接見聞させることにより、同支援をより具体的な形で理解させ、必要な知識及び技術を習得させることを目的として実施されたものである。

本稿は、本研修を受講し、国内研修及びカンボジアにおける国外研修の概要並びに私の所感を報告させていただくものである。

なお、私の語学力不足、誤解等に基づき、法制度整備支援やカンボジアでのワーキンググループ等の各種活動等に関して不正確な記述が含まれている可能性がある点、及び主観が含まれる部分については私の私見であることをあらかじめお断りする。

第 2 国内研修

1 法制度整備支援の概要

国際協力部が設置されている大阪中之島合同庁舎において、法制度整備支援に携わる教官及び国際協力専門官から、各国における同支援の概要及び状況並びに国際協力部の業務内容について、講義していただいた。

(1) 法務省による法制度整備支援の概要

まず、法制度整備支援の位置付けについて、日本では、国のほか大学や個人・団体も法制度整備支援を行っており、国による同支援は、政府開発援助の予算によって、独立行政法人国際協力開発機構（以下「JICA」という。）を通じて行われていること、JICA の支援のうち二国間援助の中でも技術協力の枠組みの一環として同支援が行われていることなど、基本的事項についての説明を受けた。

具体的には、法務省が関与する法制度整備支援は、JICA の委託を受けて、長期専門家を支援対象国に派遣するとともに、同国の人材に対して日本での研修（本邦研修）の機会を提供する活動等を行っている。

日本による法制度整備支援の特徴は、①主体性（オーナーシップ）の尊重、②

長期的な人材育成の重視，③日本の経験・知見の活用（明治維新におけるフランス及びドイツの大陸法系の受容，第二次世界大戦後のアメリカの影響による英米法系の受容に代表されるように西洋法を導入・発展させてきた経験等）の3点であるとの説明があった。

法律案・法制度案を作成して支援対象国に提供してそれで終わりというのではなく，同国に合った法制度を同国の人間が自ら構築できるように手助けをするというスタンスには，なるほどと納得するとともに，後に予定されている国外研修で，法制度整備支援の現場で実際にどのような活動がなされているのか，自分の目で確認したいという思いが一層強まった。

さらに，現地の長期専門家の活動状況の概要を聞き，その業務範囲の広さや裁量の大きさを垣間見ることができ，その業務に魅力を感じた。

(2) 各国法制度整備支援の概要

国際協力部の各教官から，その担当する各支援対象国，具体的には，ラオス，カンボジア，ネパール，ベトナム，ミャンマー，東ティモール及びインドネシアにおける法制度整備支援の概要について講義していただいた。

ア ラオスにおける法制度整備支援

ラオスにおける法制度整備支援について，本年1月に，日本型の統一修習をモデルにした統一的な法曹養成を，司法省下の国立司法研修所（NJI）において開始したこと，現行プロジェクトは，司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院及びラオス国立大学を支援対象機関とし，4機関によるワーキンググループの下で，民法典，民事経済関係関連法，刑事関連法及び教育・研修改善に関する4つのサブ・ワーキンググループが活動していること，民法典を起草中であることなどを講義していただいた。

NJIに関して，私は，衆議院法制局に出向中に，司法修習生に対するいわゆる「貸与制」の施行を1年間延期することなどを内容とする裁判所法の一部を改正する法律（平成22年法律第64号）の法案作成に携わった経験から，NJIの司法修習生に「給与」が支給されているのか関心があり，その点を質問したところ，支給されているとのことであった。

なお，本研修中に，ラオスの本邦研修が大阪中之島合同庁舎で開かれており，幸運にも同研修における講義（テーマは「捜査段階における弁護活動」）を見学することができ，非常に勉強になった。

イ カンボジアにおける法制度整備支援

カンボジアにおける法制度整備支援について，現行プロジェクトの主な内容

は、民法及び民事訴訟法の普及活動並びに人材育成であることや、裁判官及び検察官の任命・異動等は司法官職高等評議会が行うものの、同評議会の構成員に司法大臣が入っており、司法権の独立という点にやや問題があることや、法曹になるための試験は、弁護士と裁判官・検察官とでは別であることなどを講義していただいた。その講義内容は、カンボジアでの国外研修に向けて、いずれも非常に興味深いものばかりであった。

ウ ネパールにおける法制度整備支援

ネパールにおける法制度整備支援について、ネパールは歴史的に植民地支配を受けたことがなく、1854年に成立した実体法と手続法が混在するムルキ・アイン法典が2008年に分割・再編纂されていることや、カトマンズの地方裁判所では、夜間も開廷（ナイトコート）していることや、裁判の進行速度が遅いため、現行プロジェクトは、裁判所能力強化の支援等を重点的に行っていることなどを講義していただいた。

エ ベトナムにおける法制度整備支援

ベトナムにおける法制度整備支援については、支援の歴史が支援対象国の中で一番古く、支援を受ける状態から卒業の段階に入っていること、国会が大きな権限を有していること、裁判所及び検察が独自に人材養成に力を入れており、法曹養成一元化はなされていないことなどを講義していただいた。

オ ミャンマーにおける法制度整備支援

ミャンマーにおける法制度整備支援については、現行プロジェクトの主な内容は、法案審査（起草）と人材育成強化であるが、同支援を始めて日が浅いことなどから、種々の試みをしつつ、目の前の課題を処理していることなどを講義していただいた。本年11月のミャンマーの総選挙の結果、政権交代がほぼ確実と思われることから、今後の動きが注目される場所である。

カ 東ティモールにおける法制度整備支援

東ティモールにおける法制度整備支援については、JICAのプロジェクトではなく、法務省独自の支援であること、法案起草能力強化を上位目標にしていること、人口約120万人と小国であることもあり省庁間のしがらみが少ないこと、一方で、小国であっても国際連合や東南アジア諸国連合では国として1票の議決権を有するため、支援する意義が大きいこと、不動産についても私有財産制度が採られているものの、歴史的経緯から、土地の所有権が不明確なことが多々あることなどを講義していただいた。

キ インドネシアにおける法制度整備支援

インドネシアの基礎情報として、イスラム教を強制させることはないが、無神論がタブーとされていること、世界で最も地方分権が進んだ国であること、GDPは世界16位と高いものの一人当たりのGDPは世界118位であること、歴史的経緯からオランダの影響が強く、民法典等の基本法にはいまだにオランダ語で規定されているものがあることなどを講義していただいた。

インドネシアにおける法制度整備支援については、オランダ語で規定された基本法の改正作業が未了であるが、外資を呼び込むために会社法等の投資関連法制を優先して整備するインドネシア政府の方針等を踏まえ、基本法でなく、知的財産制度における法的整合性の向上等を目標とするプロジェクトが開始される予定であることなどを講義していただいた。

2 国際協力専門官の業務

国際協力専門官の業務に関する講義において最も感銘を受けたのは、「教官・専門官の垣根なし（イコールパートナー）」という業務に対する姿勢であり、検察庁における検事と検察事務官の関係より対等に近い立場で業務に取り組むということだと思われたが、法務事務官である私にとっては、対等に議論できるだけの知識や柔軟な発想を持たなければならないという「戒め」として感じられた。

そのほかに、「汗出せ、知恵出せ、金出せ」の国際協力三原則や、「IPS（Imagination, Planning, Speedy）＋Hospitality」（創造力、計画、迅速に、おもてなし）の専門官三原則や、庶務・経理・研修・企画のロジ担当業務などを講義していただいた。

3 国際協力部副部長からの「法制度整備支援の在り方」についての講義

国際協力部副部長から、御自身のカンボジアでの長期専門家としての経験等に基づく法制度整備支援の在り方に関する講義をしていただいた。

法制度整備支援においては、法律家としての知識、経験はもちろんのこと、法律は言葉そのものとの取組になるため、一定の語学力が必要となることのほか、上から目線で支援するのではなく、できることをするのは当然という姿勢で支援できるように、「愛」を持つことが大事であることなどを講義していただいた。

そして、①支援対象国の中には汚職が必ずしも少なくない国があるのに比べて、日本では汚職が少ないのはなぜか、②汚職がある国に対して、日本の税金を使って支援していいのかという、国外研修中に考える課題をいただいた。

4 国際協力部部長の講話

カンボジアでの国外研修後の本研修最終日に、国際協力部長から講話をいただいた。

国際的な活動は多種多様であり、どのような形で国際関係や条約が動いているかを考える必要性等について、教えていただいた。特に、法制度整備支援は国際的な活動の一環であるという認識を持ち、単に、同支援だけに注視することなく、常に視野を広く持つことの必要性を教えていただいた。

また、本研修中にパリで発生したテロ事件を例に挙げられ、国際社会における種々の事象に敏感になることの重要性も指摘された。

第3 国外研修

1 JICA 長期専門家による説明等

カンボジアに JICA 長期専門家として派遣されている検事、裁判官、弁護士らからカンボジアにおける法制度整備支援の現状について説明をいただき、現行プロジェクトの支援対象機関である司法省、王立司法学院、弁護士会及び王立法律経済大学で行われる人材育成を目的としたワーキンググループにおける活動の概要等を理解することができた。

国内研修でも講義していただいたとおり、ワーキンググループでの活動は、ワーキンググループメンバーの中から担当を決め、各テーマにつき発表をしてもらい、同メンバー同士で議論をってもらう進行形式を採るなど、飽くまで支援対象国であるカンボジア人の自主性を尊重して、人材を育成しようとするものであった。長期専門家は個別の質問に回答したり、議論が脱線したときに助言するという関与の仕方であるとのことであった。

そのほかには、カンボジアでは、条文を事例で考える事例メソッドがなかったため、事例メソッドを使った日本のノウハウを試行していること、日本が支援して成立した現行のカンボジア民法典の前の旧民法を知るカンボジア人には頭の切替えが難しい面もあるため、じっくり時間を掛けていること、そもそも法律の逐条解説が存在しないため、テキストに事例や図を用いて分かりやすく作成していること、司法省と連携して広報用のテレビ番組を作成したこと、法律に関する議論では通訳人が重要であるため、ワーキンググループ前に通訳人に対する事前レクを時間を掛けて行っていること、論点よりも事例で具体的に理解することを重視していることなど、種々の説明をしていただいたが、どれも新鮮で、現場の声を聞くことができ、非常に有意義であった。

2 王立司法学院ワーキンググループの見学

裁判官及び検察官を養成する王立裁判官・検察官養成校の上部組織である王立司法学院でのワーキンググループの活動を見学した。

ワーキンググループメンバーは将来、王立司法学院で教鞭を執ることが期待されている裁判官等であり、私たちが見学した際の議論のテーマは、請求異議の訴えや第三者異議の訴えに関するものであった。

見学の際に受けた印象は、丁寧に言葉の意味を確認して、発表資料を修正しているというものであった。

メンバーは年齢的に若い印象を受けたため、カンボジアの慣習にもよると思うが、このメンバーが本日のテーマを職場で説明した場合には、年配の裁判官がどのくらい積極的に耳を傾けるのか気になった。

なお、担当の長期専門家とメンバーとの意思疎通は、長期専門家が英語で説明し、これを通訳がクメール語に訳してメンバーに伝えるという形式で図られていた。

3 弁護士会ワーキンググループの見学

弁護士会でのワーキンググループの活動を見学した。

ワーキンググループメンバーは弁護士であるが、女性が半数以上を占めており、議論のテーマは未登記の土地の二重売買に関するものであった。

落ち着いた雰囲気の中で議論がなされていた王立司法学院のワーキンググループと比較すると、メンバーが積極的に発言をし、活発な議論がなされているとの印象を受けた。

4 カンボジア特別法廷の見学

1975年から1979年までカンボジアの政権を握ったポル・ポト率いるカンボジア共産党（クメール・ルージュ）が行った大量虐殺等に対して、その幹部を裁くための特別法廷であるカンボジア特別法廷（ECCC）を訪問した。

ECCCでは、同所で勤務されている日本人分析官から、ECCCを含めた国際刑事司法の概要の説明を受けるとともに、残念ながら裁判期日ではなかったため裁判傍聴まではできなかったが、法廷等の施設見学を行った。

分析官の説明から、ECCCは国際連合の一機関ではなく、飽くまでもカンボジア国内の特別裁判所であり、国際連合はこれを支援する形を採っていること、手続は大陸法系であり、共同検察官室と共同捜査判事室の2部門で捜査を行っていること、そしてこの両室の「共同」とは、カンボジア側と国際連合側の双方の担当者を構成員としていることを意味すること、捜査について共同捜査判事室で意見が分かれたときは、予審裁判部が判断するが、その構成員はカンボジア側3名、国際連合側2名であるところ、合意には、必ず国際連合側から1名以上の合意がいるスーパーマジョリティ・ルールが採用されていることなどを知ることができ、非常に勉強になった。

また、私は、ECCCの訪問前に、研修時間外にクメール・ルージュが大量虐殺を行ったトゥールスレンやキリング・フィールドを見学していたため、特別法廷の内部を見学したときには、非常に感慨深いものがあった。

5 名古屋大学日本法教育研究センターにおける講義体験

法制度整備支援を実体験するため、王立法律経済大学内にある名古屋大学日本法教育センターにおいて、講義をさせていただいた。

私は、研修員である法務省民事局付検事とともに「日本の民事手続における名誉毀損」というテーマで日本語で講義をさせていただいた。

私たちが講義をした学生は3,4年生であったが、同センターの学生は、王立法律経済大学の正規の授業とは別に同センターでの授業を受けており、1,2年生の2年間は、日本語の学習を中心的に行っているとのことであったが、その日本語の堪能さには驚かされた。

また、当職らの講義を聴く学生の態度、質問の積極性には感心させられた上、質問内容も、名誉毀損の免責事由である相当性(真実と信じたことに相当の理由があったこと)が認められる事例にはどのようなものがあるかや、名誉毀損に対する損害賠償額が事件によって異なるがその要因は何かといったように、問題の核心を突いたレベルの高いものであり、驚かされた。

6 司法省ワーキンググループの見学

司法省のワーキンググループの活動を見学した。

私たちが見学した際は、他のワーキンググループとの情報共有を図るジョイント・ワーキンググループが来月に開かれることから、その発表資料に関する議論をしており、テーマは「損害賠償」であった。

見学して受けた印象は、言葉を丁寧に捉えて議論しているというものであった。例えば、利息の起算日に関して、「弁済日を過ぎてから」、「弁済日から」、「弁済日の翌日から」等のいずれの表現(もちろん日本語ではなく、クメール語としての表現)が適切かといったものであった。

また、長期専門家は、このワーキンググループも他のワーキンググループ同様に、メンバーの自主性を尊重しており、メンバーから個別の質問があれば、それに対して助言するという関与をされていた。

7 プノンペン地方裁判所における裁判傍聴

プノンペン地方裁判所において、一般の裁判を傍聴した。

傍聴した裁判は、主として刑事裁判であったが、民事事件の要素を垣間見ることができ、日本と違ってカンボジアでは民事と刑事を完全に分離していないことや、

被告人が不在のままで法廷が開かれていることなどを、直接見ることができた。

8 王立法律経済大学ワーキンググループの見学

王立法律経済大学の教員によるワーキンググループの活動を見学した。

当職らが見学した際の議論のテーマは、債務の無効・取消しに関するものであった。

ワーキンググループメンバーは大学教員であるため、そこでの議論は非常に論理的であると感じた。例えば、電子メールで通知した場合に、通知先である相手方が当該メールを開かないときに意思表示の効果が認められるのか、期限と条件の概念を分ける必要があるのか、強行規定と任意規定の区別はどう判断されるのかなどについて議論をしていた。

9 JICA カンボジア事務所訪問

JICA カンボジア事務所を訪問し、研修員から、カンボジアでの法制度整備支援の現場を見た感想等を報告するとともに、同事務所長等から、法制度整備支援に関する説明を受けた。

(1) JICA カンボジア事務所長の説明

JICA カンボジア事務所長からは、カンボジアでは、歴史的経緯もあり、これまでは他に不満があっても安全・平和が最優先に求められていたが、今後は、経済的な発展や民主的な社会の構築が期待されるようになるであろうこと、新民法が制定されたものの、行政法の整備が遅れており、新民法との不整合が存在すること、一方で行政法を作成する人材が十分にいないこと、日本は支援するだけではなく、カンボジア人が身近なものとして日本に触れる機会を作るために、日本側から近づいていかなければならないこと、貧困層だけでなく教育等の機会に恵まれた人にも着目して重層的な構造を把握する必要があることなどについて説明していただいた。

(2) JICA カンボジア事務所次長の説明

JICA カンボジア事務所次長からは、開発途上国では、何もしない人、人に頼る人、自分で動く人の3種類の間人がいて、カンボジアでは、何もしない人が依然として多いものの、王立法律経済大学の学生のように自分で動く人が確実に増えていること、カンボジアほど先進国の先入観にさいなまれた国はなく、実際にカンボジアを訪問し、その状況を直接見るということが重要であることなどについて説明していただいた。

第4 所感

本研修を終えて、自分にとって非常に大きな財産を得ることができた。

何よりも、カンボジアでの法制度整備支援の目的は、カンボジア人の主体性を尊重して、カンボジア人自身が法制度を作り、使いこなすことができる人材を育成することにあることを学ぶことができた。その人材育成のために、現地の長期専門家を始めとするスタッフが、時間を掛けて辛抱強く「寄り添う」姿に、その難しさやもどかしさを感じるとともに、やりがいの大きさと法制度整備支援の魅力を感じずにはいられなかった。

また、カンボジア訪問前に国際協力部副部長から出された課題に対して、私自身明確な回答を持つに至ってはいないが、「なぜ日本では汚職が少ないか」との点については、公務員である自分自身に置き換えて考えてみると、必ずしも日本に体系的な刑事法が整備されているから、汚職しないわけではない。恥ずかしながら、そもそも、どのような行為が禁止され、それに違反した場合の罰がどうなっているか詳細は把握していないからである。それでも、汚職しないのは、汚職しない方が得であるか汚職した方が損であるという判断の結果であるが、そのような判断結果が導ける「社会インフラ」が整備されているからだと考える。

また、「汚職があるような国に対して、税金を使って支援していいのか」との点については、確かに前記のとおり体系的な法制度を整備するだけでは汚職はなくなるとはならないかもしれないが、法制度の整備は前記「社会インフラ」の欠かせない構成要素であると考えるので、むしろそのような汚職がある国であるからこそ、支援する必要があるのではないかと考えるに至った。

第5 最後に

本研修から、法制度整備支援というこれまでに全く経験したことのない知識や経験を得ることができたことは前記のとおりである。加えて、法務省において、法務事務官が検事や裁判官出身の法曹有資格者とともに受ける研修は非常に珍しいため、多くの刺激を受けることができたが、他方で、正直なところ、法曹有資格者の高い教養レベルを基に行われる議論についていくことに苦勞したことも事実である。

本研修で得ることができた知識や経験を、今後の業務に積極的に活用できるように精進していきたい。

最後に、国際協力部の皆様、特に引率をしていただいた石田教官及び井倉国際協力専門官には、大変お世話になったところ、この場を借りて深く感謝申し上げます。また、カンボジアで研修生を温かく受け入れてくださった JICA プロジェクト事務所の皆様

にも深く感謝申し上げます。そして、業務多忙の中、2週間もの間、本研修に参加することに理解を示してくれた法務省民事局の皆様に感謝申し上げます、本稿を締めくくることとする。

以上

平成 27 年度国際協力人材育成研修に参加して

千葉地方検察庁検事 前田 澄子

1 はじめに

私は、平成 27 年 11 月 10 日から同月 20 日までの間、法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）及びカンボジアで実施された国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会を得た。

本研修は、法務省が開発途上国に対する法制度整備支援活動を推進していくに当たり、これに携わる人材を育成するために、将来、同活動に携わりたいとの希望を有する職員を対象に、必要な知識等を習得させることを目的として実施されているものである。

私は、以前から、開発途上国に対する法制度整備支援活動に強い関心を持っていたため、本研修に参加する機会を得られたことは、大変光栄なことであったし、同活動の現場を直接見聞することができた本研修は、私にとって、大変貴重で得難い経験となった。

以下、本研修の概要を報告し、それに対する若干の所感を述べることにしたい。

なお、本稿に記載された意見はもとより私見にすぎない。

2 国内研修（平成 27 年 11 月 10 日、11 日、19 日及び 20 日）

(1) 国外研修の前後に、大阪中之島合同庁舎内の国際協力部において、国内研修が行われ、まずは国際協力部の教官から、法務省が実施している法制度整備支援の概要についての講義を受けた。

日本が国として行っている法制度整備支援は、JICA（国際協力機構）を通じて、ODA（政府開発援助）の予算によって実施されており、日本が行っている ODA の中では、教育や医療に対する支援等と並ぶ技術協力の一つに位置づけられている。

開発途上国に対する法制度整備支援を行っているのは、日本だけに限られないが、日本の法制度整備支援には、①主体性（オーナーシップ）の尊重、②長期的な人材育成の重視、③日本の経験・知見の活用、という 3 つの特徴があるとのことであった。

主体性の尊重というのは、すなわち、日本側から制度や考え方を紹介して、支援対象国が自国に合った法制度を構築できるよう支援していくことであり、その上で、構築した法律や法制度を使いこなせる人材の育成にも重点を置いているというお話を聞いて、私は、日本の法制度整備支援というのは、単に支援対象国が

必要としている法律や法制度を作るだけのものではなく、支援対象国が、継続的に、将来にわたって、その法律や法制度を運用していくことができるような枠組みを作ることなのだと理解した。

また、この講義では、日本が法制度整備支援を行う理由についてもお話があった。法制度整備支援は、支援対象国にとっては、法の支配の実現が、直接的にWTO等への加盟につながったり、海外からの投資を呼ぶ基盤となるといった利益につながるものであり、日本にとっては、これによって国際社会におけるプレゼンスを向上させることができる上、支援対象国との良好な関係を築くことができるという反射的利益が生じるとのことであった。ただ、近年は、日本が法制度整備支援を実施する目的として、日本の経済的利益が重視されるようになってきているようである。

- (2) 法制度整備支援の概要についての講義を受けた後は、ラオス、カンボジア、ネパール、ベトナム、ミャンマー、東ティモール及びインドネシアの各国に対する法制度整備支援の具体的な状況等について、国際協力部の各教官によるリレー形式での講義が行われた。

各国の法制度整備支援の内容は、各国の具体的な状況によって様々であり、いずれも興味深いものであったが、ここでは、私たちがこの後国外研修に赴くカンボジアの法制度整備支援についての講義の内容を簡単に紹介したい。

カンボジアでは、1970年代から90年代にかけての内戦、特に1975年から1979年のクメール・ルージュ政権下において知識層を中心に大虐殺が行われたことから、内戦終結時には、既存の司法制度が壊滅状態にあり、また司法を担う法曹人材もほとんど生存していないと言われる状況であった。そのため、日本は、カンボジアに対して、1999年から法令の起草支援を行い、それらにより民法典及び民事訴訟法典が成立した。その後もカンボジアへの法制度整備支援は続けられており、現在は、2012年4月から行われている、民法・民事訴訟法の普及活動と人材育成を内容とするプロジェクトが実施されているとのことであった。

カンボジアに関する講義の中で印象に残っているのは、その起草支援のやり方についてである。起草支援の方法としては、最初に通リドナー側が法律のドラフトを作り、相手国がその内容をチェックするという方法がとられることもあるが、日本の起草支援においては、一条ごとに相手国と議論をしながら起草を進めたとのことであった。そして、この起草のやり方の違いは、将来法律の改正が必要となった際、その作業を相手国が自ら行えるかどうかという点に現れてくるとのことであった。

私は、このような起草支援の方法には、日本の法制度整備支援の特徴である「主体性の尊重」という理念が正に現れていると感じたし、起草のプロセスを支援対象国と共有することの重要性を感じられ、印象的であった。

- (3) 国際協力部の柴田副部長からは、御自身がカンボジアに赴任されていた経験等に基づく講義をしていただき、カンボジアに赴任されていた当時のお話や、法制度整備支援に携わるに当たって必要なこと等について、様々なお話を聞かせていただいた。柴田副部長は、法制度整備支援に携わることによって、自分が法律家として何をすべきかを学べるとおっしゃっており、その言葉がとても印象に残っている。
- (4) 国外研修に先立って行われた国内研修は、2日間という短い期間ではあったが、ここまで述べたものに加え、国際協力専門官の方から、同専門官の業務についての講義をしていただいたり、ちょうど本研修期間中に行われていたラオスの本邦研修の様子を見学させていただくなど、充実したものであり、国際協力部の業務内容や日本が行っている法制度整備支援の内容について、理解を深めることができたと感じている。
- (5) さらに、国外研修後には、国際協力部の阪井部長から、豊富な国際経験に基づく講話を頂いた。

阪井部長の講話は、組織犯罪防止条約等、法制度整備支援に限られない多岐にわたるもので、法務省が関わる国際的な活動には、同支援の他にも様々なものがあるのだということを実感でき、とても興味深いものだった。また、だからこそ、法制度整備支援に携わるに当たっても、法務省が行っている国際的な活動全体や、国際情勢に目を向けて、問題意識を持つことが重要なのだと強く感じた。

3 国外研修（平成 27 年 11 月 12 日ないし 18 日）

(1) 長期専門家との意見交換

国外研修に先立つ2日間の国内研修を終えた後、私たちは、国外研修のため、カンボジアのプノンペン市に向かった。

カンボジアにおいて、法制度整備支援のプロジェクトを担う JICA プロジェクト事務所はプノンペン市内にあり、国外研修の初日には、同事務所を訪問し、検事出身である辻長期専門家をはじめとする長期専門家の方々から、現地における長期専門家の役割や業務内容等について説明を受けた後、意見交換をする機会を頂いた。

カンボジアでは、日本の支援によって成立した民法・民事訴訟法の普及のため、現在カウンターパートとなっている司法省（MOJ）、王立司法学院（RAJP）、弁護

士会（BAKC）及び王立法律経済大学（RULE）の4機関において、それぞれワーキンググループを組織し、1週間に1回程度の頻度で勉強会を行っており、各長期専門家が各機関を分担して担当されているとのことであった。

また、各機関のワーキンググループの成果を発表し合う、ジョイントワーキンググループも、定期的に行われているということであった。

(2) ワーキンググループの見学等

そして、私たち研修員も、国外研修中、カウンターパートである各機関において実施されているワーキンググループを直接見聞きさせていただいた。

ワーキンググループは、民法や民事訴訟法を適切に運用することができる人材を育成するための基幹となる活動のようであり、それを直接見聞きさせていただいたことは、日本の法制度整備支援の活動の実態を知る上で、非常に良い機会となったと感じている。

ワーキンググループでは、具体的な事例をもとに、メンバーが中心となって活発な議論が行われており、長期専門家の方々は、メンバーからの質問に答えたり、議論が本論から逸れたときに本論に戻したりする役割を担っているようであった。このようなワーキンググループでの議論の様子を見聞きし、私には、ワーキンググループを実施するに当たっても、相手国の主体性を尊重するという理念が生きているように感じられた。

そして、このワーキンググループの議論を通じて、ワーキンググループのメンバーの間では、民法や民事訴訟法についての解釈、運用について、理解を深めることができているのだと思われた。

しかし、意見交換会の中で、長期専門家の方が、制度的に、ワーキンググループの成果をそのメンバー以外に波及させることは、必ずしもうまくいっていないとおっしゃっていたことが印象に残った。ワーキンググループのメンバーではない司法関係者に対しても、その成果を共有することができれば、民法、民事訴訟法を広めるという点についてより効果を上げることができるのであり、かかる観点からすると、ワーキンググループの結果をまとめ、出版する動きもあるようであったことは、重要なことであると感じた。

ところで、ワーキンググループのメンバーによる議論は、カンボジアの公用語であるクメール語で行われていた。そのため、長期専門家の方々は、通訳人による英語又は日本語の通訳を介して議論の内容を理解し、長期専門家の方々が話したことは、通訳人によってクメール語に通訳されて、ワーキンググループのメンバーに伝えられていた。

長期専門家の方との意見交換会の中で、辻長期専門家は、法律の分野では、言葉しか使わないが故に、ワーキンググループの通訳は極めて重要であるとお話しされていたが、実際にワーキンググループを見学させていただいた際には、言語の違いから、メンバーとの意思疎通がうまくいっていないように思われる場面もあり、通訳を介して法律の議論をすることの難しさと、通訳の重要性を目の当たりにした思いだった。

なお、長期専門家の方々は、ワーキンググループを行う際には、事前に通訳に対して、ワーキンググループで議論する内容についてあらかじめレクチャーを行い、法律的な概念を理解させた上で、ワーキンググループに臨んでいるとのことであり、レクチャーの方法も様々な工夫をされているようであった。

(3) 名古屋大学日本法教育研究センターでの講義等

プノンペンにある王立法律経済大学内には、名古屋大学の法政国際教育協力研究センター(CALE)が設置した日本法教育研究センターがある。同センターの学生は、日本語で日本法を学んでおり、卒業後は、日本に留学する学生もいるとのことである。

私たち研修員は、同センターで学ぶ学生たちに対して、講義をする機会を頂いた。私は、他の3名の研修員とともに、「刑事事件における事実認定」をテーマに、学生に対する講義を行った。

講義の際に使うパワーポイント等の準備は、本研修前に、他の研修員とともに行ったのだが、その段階では、こちらの講義の内容を理解してもらえるのか不安に感じ、できるだけ平易な日本語を使った方がよいのではないかと、法律用語についても英語での訳語を入れておいた方がいいのではないかと考えていた。しかし、その不安は、いい意味で大きく裏切られた。講義の際には、学生たちの反応も良く、こちらからの問いかけに対しては、積極的に意見を述べてくれ、また、質問も活発に出された。その中には、こちらが予想もしないほど鋭い意見もあつたりして、学生たちの日本語能力と理解力の高さに本当に驚かされた。

講義の後は、学生たちとの懇親の機会を設けていただき、複数の学生や同センターの卒業生と話すことができたのであるが、皆、日本語が極めて流暢であり、わずか数年間学んだだけで、ここまでの語学力を身につけることができるものなのかと本当に感心させられた。また、皆、それぞれに「外交官になりたい。」「裁判官になりたい。」などと将来の夢を語り、それに向けて努力を重ねていることがうかがわれ、そのような学生たちの姿は、本当にまぶしく思えた。

(4) プノンペン地方裁判所における法廷傍聴

さらに、プノンペン地方裁判所において、法廷を傍聴する機会もあった。法廷はもちろんクメール語で行われているため、私たち研修員は、JICA プロジェクト事務所のスタッフに日本語に通訳していただきながら、法廷傍聴を行った。

法廷で行われていたのは、刑事裁判であった。外国で刑事裁判を傍聴するのは、私にとって初めての経験であり、また、日本での刑事手続との違いを明確に感じることもでき、とても興味深いものであった。

まず、行われていたのは、判決の宣告であった。未成年者に対する強姦、窃盗、売春斡旋等の罪に問われていた被告人に対し、懲役7年、罰金70万リエルの判決が言い渡された。この手続において、日本との大きな違いを感じたのは、弁護人の立会いがないまま判決の宣告が行われたことであり、日本の制度を前提とすると、とても意外に思えて、印象的であった。

次に、3名の被告人らしき人物が証言台のところに並んだため、1件3名の共犯事件の審理が始まるものと思われた。しかし、そのうち1名の被告人が、この日までに弁護人を選任していなかった。検察官からは、「弁護人が必要な事件ではないから、審理を続けるべき。」との意見が出されたが、この事件の審理は延期となり、3名の被告人のうちの2人は退廷した。

そして、残った1名の被告人につき、別件の審理が行われた。事案は、被告人がアヒルの卵150個と、鞆を盗んだというものであったようである。詳しい手続までは分からなかったが、起訴状朗読や冒頭陳述、書証の取調べ等に当たると思われる手続はなく、裁判官から被告人に対する質問が行われ、その後、検察官、弁護人の順で被告人質問を行っていた。弁護人が質問していたことは、「弁償する意思はあるか。」とか、生活苦が原因で事件を起こしたという内容で、日本での情状立証とよく似ていると感じた。なお、この被告人については、年齢が問題となっているようだった。検察官は、被告人が18歳であると主張していたのに対し、弁護人は、被告人は17歳であり、未成年であると主張しているようであった。被告人の実年齢が明らかでないというのは、戸籍制度のある日本では考え難い。国外研修の中では、カンボジアでは、家族法的前提となる戸籍等の整備が行われていないという話も耳にしたが、戸籍が整備されていないということは、刑事手続でもこのような形で問題となるものなのかと印象的であった。

ワーキンググループで扱われていた民法や民事訴訟の手続ではなかったものの、このようにして、実際のカンボジアの法廷で、カンボジアの裁判官、検察官、弁護士の方々が法律を運用し、訴訟活動を行っている様子を実際に目にすることができ

たのは、とても有意義なものだったと思う。というのも、法制度整備支援を行うに当たっては、その国の法律家の方々との協力が必要不可欠であり、実際の法律家の活動状況や法律の運用状況等を知っておく必要があると考えるからだ。そして、具体的な手続に違いはあるものの、日本での私たちと同じように、法廷に立つ検察官らの姿を見て、カンボジアの法律家に対して、一気に親しみを覚えたことも確かである。

(5) カンボジア特別法廷及び JICA カンボジア事務所訪問

この他にも、国外研修においては、カンボジア特別法廷や、JICA カンボジア事務所を訪問させていただいた。

カンボジア特別法廷は、クメール・ルージュ政権によって行われた虐殺等の重大な犯罪について、当時の政権の上級指導者等を裁くことを目的として設立されたものであり、現在も裁判が進行中である。私たちの訪問日は法廷が開かれておらず、残念ながら裁判傍聴はできなかったが、分析官として勤務する日本人職員の方から、国際刑事司法等についての講義をしていただき、また、法廷内等の施設を見学することもでき、大変貴重な経験であった。

JICA カンボジア事務所を訪問したのは、国外研修の最終日であり、国外研修の中で私たち研修員が見聞した内容等について意見交換を行うとともに、同事務所の方からもお話を聞かせていただいた。その中で印象に残っているのは、「カンボジアの今の若い人は、自分の国を自分の手で良くしたいと考えている。」とのお話であり、私は、名古屋大学の日本法教育研究センターで出会った学生や卒業生たちを思い出し、とても心強い気持ちになった。また、同事務所の方は、「途上国の開発を考える際には、社会の貧困層にフォーカスするだけでは足りず、機会に恵まれ、その中で国を変えようとする人たちに着目する必要がある。」とも仰っていた。日本法教育研究センターの学生や卒業生たちは、正に、その機会に恵まれた、次のカンボジアを担う人たちであり、私は、そのような彼ら、彼女らが十分に力を発揮し、カンボジアをより良くしていけるよう、その助けになりたいと強く感じた。

4 所感

(1) 法制度整備支援活動の意義について

開発途上国に対する開発援助と言うと、道路や橋を作るといったインフラ整備等のイメージが強くあるように思うが、その理由は、それらによって生まれる成果が見えやすいものであるからではないだろうか。私は、これまでに、個人的な旅行で東南アジア諸国を訪れたことが何度かあるが、どの国に行っても、日本の援助で建

設された橋や道路、空港等を目にすることがあった。恐らく、それらが日本の援助で建設されたことによって、交通渋滞が緩和されたり、空港が利用しやすいものになったりといった目に見える成果があっただろう。

それらと比較すると、法制度整備支援活動は、国民にとっては、その具体的な成果は目に見えづらく、また、同活動が本当に成果をあげるためには、長い時間を要するものなのだと感じている。カンボジアでは、日本の同活動によって、民法と民事訴訟法の起草が行われたが、それを運用していくためには、それを担う法曹の存在が必要不可欠であり、その人材育成は、一朝一夕に行えるようなものではない。今回の国外研修の中で、長期専門家の方々を中心に、正にその点に御尽力されているところを目の当たりにしたが、本当に息の長い活動を要するものだと実感した。また、長期専門家の方からは、登記や戸籍等、民法の運用と切り離せない周辺制度の整備が十分ではないというお話もあり、十分な法の運用を行うためには、これらの周辺制度の整備や、それを担う書記官等の人材育成についても、時間を要するのだと感じた。

他方で、法律や法制度は、その国の根幹をなす非常に重要なものであり、長い目で見れば、国民の生活にも、確実に大きな影響を及ぼすものであると思う。民・商事の法制度が整備されれば、海外からの投資を呼び込むことができるようになってその国の経済情勢が良くなるということが考えられるし、行政の場面においても、社会制度の枠組みを作るものが正に法律であるのだから、安定した社会を形成していくためにも、法制度の整備が必要不可欠であろう。このような点において、法制度整備支援を行うことの意義は、極めて大きいものだと感じている。

私は、約10年前にも観光のためにカンボジアを訪れたことがあり、今回の国外研修は2度目の訪問であった。前回訪問時にはシェムリアップを観光しただけであり、訪れた街に違いはあったものの、今回国外研修のためにプノンペンを訪れて、約10年前よりも、確実に経済的に発展しているという印象を受けた。このような経済発展を遂げることができた理由の1つにも、法制度の整備が進んだことがあるのではないだろうか。また、このような国の変化、発展を見ることができると、法制度整備支援の魅力の一つであると強く感じている。

今回の国外研修を通じて、法制度整備支援に対する興味は一層強いものとなり、機会があれば是非携わりたいと考えるようになった。

(2) 語学について

国外研修中の現地の方とのやり取りは、クメール語と日本語の通訳を介して行うことがほとんどであったが、そのやり取りを通じて、また、ワーキンググループの

際の長期専門家の方とメンバーとのやり取り等からも、異なる言語を用いながら、法律の専門用語の概念等を相互に理解し、その理解を深めていくことの難しさを感じた。そして、柴田副部長も、講話の中で、法制度整備支援に携わる上で必要なものの一つとして「語学力」をあげておられたが、その重要性を痛感した。

辻長期専門家は、英語だけでなく、クメール語も習得し、それを駆使して、プロジェクトオフィスのスタッフや、ワーキンググループのメンバーと話をされていた。語学があまり得意ではなく、英語もろくに話すことができない私にとっては、その辻専門家の姿には、ただ尊敬の念を覚えるばかりであった。

今回の研修を通じて、英語をはじめとする語学の習得が必要であることを痛感し、私にとっては、今後の英語学習に対する強い動機付けとなった。

5 終わりに

本研修においては、阪井部長及び柴田副部長をはじめとする国際協力部の皆様、特に、私たち研修員を引率していただいた主任教官である石田教官及び井倉専門官には、私たち研修員が本研修を有意義に過ごせるよう、様々な面で御配慮を頂き、本当に感謝している。また、多忙な業務の中、私たち研修員のために、ワーキンググループの見学や日本法教育研究センターでの講義等への対応をしていただいた辻長期専門家をはじめとする JICA プロジェクト事務所の皆様にも、厚くお礼を申し上げたい。

そして、忙しい中、快く本研修に送り出してくれた千葉地方検察庁の皆様へも、心からの感謝を申し上げたい。

今回の研修では、本当に貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。

以上

平成 27 年度国際協力人材育成研修に参加して

長崎地方検察庁検事 寺嶋 勇祐

第 1 はじめに

私は、平成 27 年 11 月 10 日から同月 20 日まで行われた「平成 27 年度国際協力人材育成研修」（以下「本研修」という。）に参加する機会を頂いた。

私は、検事に任官して約 6 年になる。

その間の研修等の機会を通じ、法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）の教官として、さらには、東南アジア等の途上国に長期専門家として派遣され、法制度整備支援に携わっている先輩検事がいることは知っていたが、恥ずかしい話、具体的な現地での活動内容等は、ほぼ全くと言ってよいぐらい知らなかった。

ただ、自分の印象として残っていたのは、法制度整備支援の仕事は、現地の人と一緒に、その国の基盤となる法律や法制度を創り、その運用の担い手、そして、それらを現地の人に教えることができる人を育てる仕事であり、それを通じ、相手国の人に感謝される仕事だということだった。

私は、人の役に立つ仕事をしたいと考え、法曹を志し、その思いを最も実現・体感できる仕事が検事の仕事であると考え、検事に任官した。

自分の検事として、そして、一人の人間としての力のなさを棚に上げ、大変おこがましい話であることは承知の上だが、日々の仕事をする中、刑事事件が減らない現状に、「自分は、検事として、何か人の役に立てているのだろうか。」という気持ちを、ここ数年、漠然と心のどこかで抱くようになっていた。

そんな折、本研修への参加希望を募る案内があり、自分が法曹を志した原点でもある、人の役に立つ、人から感謝される仕事を、それも日本国内ではなく、国外で、現地の人とともに行うというのは、どういうことなのか、それを自分自身で少しでも体験してみたいと考え、本研修への参加希望を出した。

本研修に参加し、現地で活動する長期専門家の姿などをじかに目にしてきた今、思うのは、相手国の人に感謝されるのは、その背後に、相当の忍耐や努力があり、それを現地の人にも理解し、長期専門家の相手国に対する思いを共有することができているからこそではないかということである。

以下、本研修の内容や、私が、本研修を経て抱くに至った法制度整備支援に対する思いなどについて、もう少し詳細に述べることにしたい。

なお、以下に述べる内容には、私の知識・理解不足、さらに、語学力の乏しさもあって、不正確な点や誤りがあるかもしれないが、その点は御容赦いただきたい。

第2 国内研修について

1 講義「法務省による法制度整備支援の概要」

研修初日の同年11月10日、本研修の担当教官である国際協力部の石田教官から、「法務省による法制度整備支援の概要」というテーマでの講義があった。

法制度整備支援の位置づけや、法務省が関与する同支援の概要、そして、日本の同支援の特徴等について学んだ。

中でも、日本の法制度整備支援の特徴として、日本が人材育成支援に力を入れており、単に相手国の法律や法制度を作るだけではなく、それを使いこなせる人材の育成を重視してきたという点が非常に印象深く、さらに、その点が同支援の現場で実践されていることが、以下に述べる国外研修において、非常に強く実感できた。

2 講義「各国法制度整備支援の概要」

石田教官による講義後、国際協力部の各教官から、各国での法制度整備支援の概要について講義があった。

相手国によって、支援の段階が異なっているため、一口に法制度整備支援と言っても、国ごとに支援状況が様々であることが分かった。

しかし、各教官とも、相手国に対する支援の段階がどのような段階であろうと、相手国のニーズを的確に把握した上、相手国の主体性を尊重することが重要であり、そのためには、やはり、人と人とのつながりが極めて重要であるとおっしゃっていたことが、特に印象に残った。

3 国際協力部柴田副部長による講義

カンボジアでの国外研修開始の前日には、長期専門家としてカンボジアで勤務された経験もお持ちの国際協力部柴田副部長から「法制度整備支援の在り方」というテーマでの講義があった。

その際、柴田副部長から、御自身の体験談も交え、法制度整備支援に携わるに当たっては、①語学力、②法律家としての知識、そして、③相手国に対し、愛をもって臨むことが非常に重要であることを教えていただいた。

そのほか、自分が日本という国に生まれ、この国にいることは本当に偶然の事情であり、この国に生まれた者として、そして、法律家として何をすべきかを常々頭に置いておくようにとのお話があった。

検事に任官して約6年がたち、検察庁で、検事としての仕事をするのが、どこか当たり前のように感じるようになってしまっていた自分にとって、「人の役に立つ仕事をしたい。」という気持ちから法曹を志したことを思い起こすきっかけの一つとなった。

また、柴田副部長から、「カンボジアをはじめとする、法制度整備支援の相手国には、汚職が絶えない国もあるが、そのような国に対し、日本の税金を投じて支援をする必要があると思うか。」との質問をされたが、私は、その質問に対し、何も答えることができなかった。

それは、私の頭の中で、昨今、日本国内でも経済格差（貧富の差）は確実に広がりを見せており、社会保障・社会福祉が行き届いていなかったことがその背景と考えられる、老老介護を苦にした介護殺人や、生活に窮した親が幼い我が子を手にかけるといった事件が絶えず、他国を支援するための金を日本国内の社会保障の充実に充てれば、そのような悲しい事件の発生を防ぐことも可能なのではないかといった、今、振り返って思えば、自国本位というか、自分本位の考えがよぎったからであった。

先の質問に何も答えられなかった私に対し、柴田副部長からは、国外研修では、法制度整備支援の相手国には、そのような現状もあることを頭において、現地で様々なことを体感し、自分なりの答えを考え出してほしいと言われた。

私は、柴田副部長の講義を受け、カンボジアでの国外研修では、法制度整備支援の相手国には、社会問題として、汚職が行われている国もあることを念頭に置き、その背景事情を自分なりに考えた上、そのような国に対してなお、日本からの法制度整備支援が必要か否かの答えを、自分なりに見つけようと決意した。

4 国際協力専門官による講義

国際協力部の藤生統括国際協力専門官らから、同部の国際協力専門官の職務内容などを講義していただいたが、同部では、教官と専門官とが、垣根なく連携を取り合い、仕事に当たっているとのことであった。確かに、その関係性は、国外研修に同行された石田教官と井倉国際協力専門官の様子からも垣間見えた。

また、国際協力部での仕事には、答えが決まっているものではなく、過去にとらわれない姿勢が大事であること、そのために、汗をかき、知恵を出して仕事に臨むことが重要であるとの話があったが、国外研修中に実際に見聞きした、長期専門家の仕事は、正にこれを体現するものであると実感した。

5 国際協力部阪井部長による講話

国外研修から帰国後、国際協力部阪井部長から講話をしていただいた。

阪井部長も、法制度整備支援には、相手国に対する「愛」が必要であり、その「愛」が工夫を生み出すと述べられていた。

以下に述べる国外研修の中で、現地の長期専門家や名古屋大学日本法教育センターで勤務する日本人弁護士らの様子を直接見聞きした直後であったこともあり、正

にそのとおりだと思った。

また、国外研修初日の同月13日夜、フランス国内で同時多発テロが起き、多数の死傷者が出た。恥ずかしい話、国際情勢に疎い私は、カンボジアに向けて出国する前の段階で、このようなことが起ころうとは、全く予想もしておらず、テロ発生後のフランス国内の状況などが、世界各国で報道されていることを、カンボジアでの滞在先ホテルのテレビを見て知った。

阪井部長は、この同時多発テロを引き合いに、このテロが起きたことで、フランス国内は当然のこと、国際情勢は突如として一変したこと、そして、このように日々刻々と変わりゆく国際情勢に敏感になりつつ、その中で、法制度整備支援の在り方をどのように考え、同支援に対する気持ちをどう持続させていくかが大切なことであると述べられており、この点が阪井部長の講話の中で特に印象に残った。

私がこれまで検事として仕事をしてきた際は、とにかく一つの事件、もっといえば、その事件に関する一つの証拠や事実へ傾倒し過ぎ、広く・多角的な視点から物事を見るという姿勢に欠けていた面もあったとっており、研修後に原庁に戻った後は、これまでよりも意識的に、より広い視点で物事を多角的に見ながら日々の職務に従事しようと思った。

第3 国外研修について

1 長期専門家との意見交換会

国外研修は、同月13日、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）のプロジェクトオフィスでの、現地に派遣されている長期専門家3名（検察官出身の辻長期専門家、裁判官出身の原長期専門家及び弁護士出身の嶋貫長期専門家）らとの意見交換会からスタートした。

この意見交換会では、長期専門家3名らのカンボジアでの活動内容や、その中で
の苦悩や葛藤等を具体的に説明していただいた。

また、この意見交換会後に、同オフィスで働く日本語は話せないカンボジア人スタッフ2名と英語で質疑応答する機会があったが、英語力に乏しい私は、このような貴重な機会に、まともな質問すらできなかつた上、そこでの話の内容が2～3割も理解できなかつた。そのため、私は、改めて自分の語学力のなさを痛感させられるとともに、これを少しでも向上させるための努力をしなければならないと思った。

2 ワーキンググループ見学

国外研修初日の午後のRAJP（王立司法学院。日本の司法研修所的な機関の上部組織）を皮切りに、国外研修中、BAKC（弁護士会）、MOJ（司法省）及びRULE（王

立法律経済大学)でのワーキンググループを見学させてもらった。

これらのワーキンググループでは、日本の支援により成立したカンボジア民法及び民事訴訟法の運用などをテーマにディスカッションが行われており、各ワーキンググループでの成果発表の場として、年2,3回開催されるジョイントワーキンググループに向けての資料作成等が行われていた。

国外研修初日に見学した RAJP でのワーキンググループのメンバーは、今後カンボジアの法曹を養成する立場になることが期待される現地の裁判官らであり、この日は、民事執行における請求異議の訴え・第三者異議の訴えに関して議論がなされていた。

私とその議論の様子を見ていて強く印象に残ったのは、ワーキンググループを主宰する原長期専門家が、カンボジア人メンバーの主体性を尊重する姿勢を貫かれているということだった。この日は、一人のメンバーが作成した資料を他のメンバーに発表していたが、原長期専門家は、その内容や発表内容を巡ってのメンバー間の議論の内容について、途中で口を挟むようなことはせず、まず、耳を傾けてその内容を聞いて把握しながら、メンバーから説明を求められた際に、これに応じて返答するという姿勢を貫かれていた。

このような姿勢は、ほかのワーキンググループでの辻長期専門家、嶋貫長期専門家も同様であった。ワーキンググループの様子を見ると、議論のテーマが、以前議論されたテーマに突然飛び、議論がやや錯そうするという場面が度々あった。しかし、そのような状況となっても、各長期各専門家とも、これを遮ったり、強引にテーマを元に戻したりは決してせず、新たに議論が始まったテーマに則し、意見を求められれば、これに懇切丁寧に対応されており、各長期専門家が本当に忍耐強くワーキンググループメンバーに接していることを実感した。

このような長期専門家の対応がこれまでに続けられてきたからこそ、現地のワーキンググループメンバーに、法的な思考が徐々に培われてきたのだろうし、これが積み重なることにより、長期専門家がいなくなった後の、現地の人による法律の定着・運用の実現へとつながっていくのだろうと感じた。

3 カンボジア特別法廷 (ECCC) 見学

同月16日午前、1975年から1979年までの間、ポル・ポト率いるクメール・ルージュ政権下で行われた、医師や弁護士などの知識人を中心に、市民の大量虐殺等に関わった、政権の上級指導者を裁くためのカンボジア特別法廷を見学した。

見学日の開廷予定が変更されたため、法廷傍聴はできなかったが、カンボジア特別法廷の共同捜査判事室に勤務する藤原氏から、同法廷の設立に至る国際刑事司法

の系譜や、大陸法系の刑事司法手続を厳密に踏襲していることなどの同法廷の特徴等についての説明を受けた後、実際に審理が行われる法廷等の施設見学させてもらった。

私は、研修時間外に他の研修員とともに、クメール・ルージュ政権下で市民に対する拷問が行われたトゥールスレーンや実際に、市民が虐殺された現場の一つとして慰霊碑が立てられているキリングフィールドに足を運んだ。

いずれの場所で見聞きしたこととも、自分の想像をはるかに超えており、もし、その時代に自分がこの国にいたらと考えるだけで、背筋が凍り付く思いをした。

また、それと同時に、柴田副部長がおっしゃっていた、日本という国に生まれ育ったことが、本当に偶然の事情なのだというのを改めて思い起こすとともに、自分が生まれた数年前まで、そのような非人道的なことをしていた、時の為政者たちが、何をもってこれを是としたのか、カンボジア特別法廷の法廷で、現に審理を受けている被告人の口から、その一端でも聞いてみたかった。

それと同時に、その後に生まれた世代は、このクメール・ルージュ政権下で起きた悲しい出来事をどのように捉え、これからのカンボジアをどのような国にしていきたいと考えているのかを直接聞いてみたいという気持ちになった。

そのような気持ちを抱き、名古屋大学日本法教育センターにおいて、日本法を学ぶ学生の下へ向かった。

4 名古屋大学日本法教育研究センターにおける学生への講義

同月 16 日午後、RULE 内に設置されている名古屋大学日本法教育センターにおいて、日本法を日本語で学ぶ学生（3, 4 年生）に対し、私を含めた検察庁から本研修に参加した 4 名は、「間接事実による事実認定」という、私たちも日常の業務で難儀するテーマで講義をすることとなっていた。

間接事実の推認力や推認過程等、私自身も理解が不十分なところがあり、先輩や上司等から指導を受けている難しいテーマを、果たして、日本法を学ぶ現地の学生に理解してもらうことができるのだろうかという不安を講義前に抱えていた。

しかし、教室に到着してみて、まず、驚かされたのが、学生に対する日本法の教育システムと学生の学習意欲の高さであった。

聞くとところによると、RULE では、1 年生に対して公募をかけ、日本法を学ぶ意欲を有する学生を毎年 30 名程度を選抜し、大学 1, 2 年生の 2 年間をかけ日本語教育を行い、その後、大学 3, 4 年生の 2 年間をかけ、日本法を教育しているとのことであった。そこでの教育は非常に厳しいものであり、その過程で脱落していく学生も数多くおり、卒業できるのは各学年平均 7, 8 名とのことで、その中でも成績

上位の1, 2名は名古屋大学に留学し、帰国後、カンボジアの法曹や大学教員を目指す学生もいるとのことであった。

私たちは、合計15名程度の3, 4年生に対して講義を行ったが、前記過程を経て残っているメンバーだけあって、皆、日本法の六法や日本語の電子辞書を片手に講義に臨んでくれており、その学習意欲の高さに心底感心させられたとともに、自分の学生時代を振り返ると、気恥ずかしい気持ちがあった。

そして、私たち4名は、直接事実型の証拠構造の場合と間接事実型の証拠構造の場合とで、要証事実の立証の仕方や立証の上でポイントとなる点が異なってくるなどを講義した。その中で、私は、間接事実型の証拠構造の場合に、要証事実を立証するプロセス等の講義を担当した。

学生たちは、私たちが講義をしていた最中も、学生同士で頻繁にディスカッションをし、疑問があれば積極的に質問してくるなど、非常に熱心に私たちの講義を聴いてくれており、そのことだけでも非常にうれしかった。

自分が講義を担当した部分では、間接事実型の証拠構造の場合、要証事実を推認しうる間接事実が存在したとしても、その間接事実の推認力を妨げる他の間接事実が存在することがあり得るので、その点に注意を払わなければならない旨を説明する予定であったが、私がある旨を説明する前に、そのことを強く意識した質問が学生から出たことから、学生たちのレベルの高さに非常に驚いた。

講義後の学生らとの懇親の場では、講義の際には聞けなかった将来の夢等の話を聞かせてもらうことができた。

ある学生は、「外交官になりたい。」、また、別の学生は、「自分の父親のように裁判官になりたい。」などとそれぞれの夢を希望に満ちた表情で語ってくれ、一人一人が、それぞれの目指す方向から、このカンボジアという国を自分たちの手でより良い国にしていきたいという強い思いを持っていることが伝わってきた。

また、どの学生も、難しいけれども日本語の勉強が楽しいこと、日本に留学して日本で勉強したいと思っていると口をそろえて言ってくれたことが、私としてはとてもうれしかった反面、日本が、そのように思い続けてもらえる国であり続けるための努力を、自分たちは継続していかなければいけないと思った。

5 プノンペン地方裁判所での法廷傍聴

同月18日午後、プノンペン地方裁判所において、裁判を傍聴した。

全部で3, 4件の刑事事件を傍聴したが、中でも印象的だったのが、路上で卵150個を盗んだという少年が被告人の裁判であった。私に大陸法系の刑事司法手続の知識がほとんどなかった上、通訳を介しての傍聴であったため、私の理解が正確

でなかった可能性はあるが、その事件の審理では、検察官、弁護人に先立ち、裁判官が被告人質問を行い、その中で、公判開始時には事実を否認していた被告人に対し、「事実を認めれば罪が軽くなる。正しいことを言ってくれ。」などと申し向けたところ、被告人が即座に事実を認めた。

このやりとりを目の当たりにし、確かに、訴訟経済上は合理的な制度だと思いつともに、その反面、利益供与とも思われる発問によって引き出した自白の信用性をどう担保しているのかが非常に気になった。

また、その事件の審理では、審理終盤になって当該被告人が成人か少年か（カンボジアでは、18歳で成人とされる。）が、検察官・弁護人の間で争点となり、日本のような戸籍制度が確立されていないカンボジアならではの争点が、顕在化した状況も垣間見ることができた。

6 JICA カンボジア事務所訪問

国外研修最終日の午前中には、JICA カンボジア事務所を訪問し、同事務所所長である安達一氏らからお話を聞く大変貴重な機会を得た。

安達氏のお話の中で、「現在のカンボジアは、ポル・ポト時代を知っている世代から若い世代への若返りが急速に進んでおり、そのような若い世代が、自分たちの国を自分たちの手で良くしていきたいという機運が高まっている。」「そのカンボジアという国の現状、そして、社会構造を見ながら、何が必要かを考え、日本側も世代交代をしながら、この国に寄り添う日本人を創り続けることが重要である。」というお話が、特に印象に残った。

私は、安達氏のお話を聞き、私たちが講義をした学生たちは、正にその一躍を担わんとしている世代であり、そのような彼ら出会えた幸運を生かし、彼らと一緒に、このカンボジアという国に寄り添い、この国を少しでも良くするために、共に歩んでいくことができたとしたら、どれだけ幸せなことだろうかと考え、帰国の途についた。

第4 終わりに

本研修を終えての一番の感想は、参加して本当に良かったということである。

そう思わせてくれた要因は多数あるが、一番の要因は、現地で講義をさせてもらった RULE の学生たちとの出会いであった。彼ら一人一人が、この国をより良くしたいという強い気持ちを胸に、日々、勉強に励んでいる姿を目の当たりにし、私が法曹を志した初心を思い起こさせてもらった気がする。

それとともに、今、彼らが、法律を学べる状況にあるのは、ひとえに、これまで、

カンボジアへの法制度整備支援などに携わられてきた JICA スタッフの方々、そして、現地に派遣され、長期専門家として活動されてきた方々の努力が継続されてきたからこそであると実感した。

RULE で学ぶ学生たちは、これまでの人と人とのつながりによって紡ぎ出された礎の上に、法律を学ぶとともに、一人の社会人としても成長し、カンボジアという国の将来を背負って立つ人間にならんとしている。

公権力の担い手である公務員による汚職は、その権力の根拠たる国民に対する、最大の背信行為であり、国の根幹、ひいては、国の存立そのものをゆるがせにする行為であって、決してあってはならない、断じて許すべきではないと、私は考えている。それは、世界中のどのような国であろうと、多数の人が存在し、そこに国家が存在する以上、不偏の理であると思う。

現地での講義の際に出会った学生たちは、そのことを当然理解しているであろうし、自分たちの祖国カンボジアで、そのようなことがあってはならない、それをさせないための、真に民主的な統治をいかにして実現するかを考え、そして、実行に移すことができる人たちだと感じた。

カンボジアという一つの国に、汚職が存在しているかもしれないことを理由に、法制度整備支援を打ち切ってしまうと、正に、そのような人を育てるためにこれまで続けてきた、日本の法制度整備支援の在り方、先人たちの忍耐・努力を否定することになりはしないだろうか。汚職が存在しているかもしれない今だからこそ、法制度整備支援を続け、現地の人々の力で、その国のあるべき姿を実現することのできる人を育てる必要があるのではないか。カンボジアでは、これまでの不断の努力が、今、正に実を結ぼうとしているところなのではないかなどといったことを、国外研修の約1週間を通じ、考えるに至った。

したがって、出国前日の柴田副部長からの質問に対する、自分の今の答えは、「現にカンボジアに汚職が存在しているかもしれないとしても、もとい、汚職が存在しているかもしれない国であるからこそ、支援を継続すべきだ。」である。

本研修での貴重な経験を通じ、日々の職務の中では、まず、現地の学生たちのように、どのようなことにも幅広く興味・関心を持ち、一日一日を大切に、そして、懸命に自分の目の前にある仕事をしていこうと思った。

そして、その積み重ねによって、今までよりも一回りも二回りも、検事として、また、一人の人間として成長し、現地で出会った学生のような、高い志を持った人とともに、その国の未来の基礎を創る仕事をするのであれば、これ以上幸せなことはないと思うに至った次第である（もちろん、そのために、語学力を身につけなければ

ならないことは必至であるが。)

検事としての自分の存在に、今思えば「小さな」疑問を抱いた「小さな検事」の雑感めいた話を書き連ねたような文章となってしまったことは御容赦いただきたいが、本研修が、今後の検事としての、というよりも、一人の人間としての自分の生き方を改めて真剣に考えるきっかけとなったほど、充実したものであった。

このように、本研修が、非常に実り多き研修となったのは、現地での活動が非常に忙しい中、貴重な時間を割いて、私たち研修員に懇切丁寧に対応してくださった辻長期専門家をはじめとする現地のスタッフの方々、さらに、本研修開始前から、RULEの学生への講義内容等に関する御指導を頂き、現地でも私たち研修員を引率してくださった石田教官、国外研修のための様々な手配等を行ってくれ、現地では、石田教官とともに、私たち研修員を引率してくださった井倉専門官のおかげである。

言葉では言い尽くせるものでないことは承知の上であるが、心から御礼申し上げたい。

また、最後になるが、年末も間近に迫る繁忙期に、2週間もの長きにわたり、私を快く本研修に送り出していただいた、奥村検事正、上保次席検事をはじめとする原庁の皆様に対しても、この場を借りて心よりお礼申し上げたい。

以上

平成 27 年度国際協力人材育成研修を終えて

青森地方検察庁八戸支部検事 田中 博史

第 1 はじめに

私は、平成 27 年 11 月 10 日から同月 20 日までの 11 日間、法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）が実施した平成 27 年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会を得た。

法制度整備支援は、開発途上国における法律の起草支援や法制度の運用機関の整備支援、人的リソースの育成支援などを通じ、我が国が開発途上国の自助努力を支援するとともに、そうした国々の持続的かつ安定的な成長を支える社会的法的基盤を整えるための活動であるところ、本研修は、国内における ICD 教官らによる講義や、支援対象国の一つであるカンボジアにおける各種プロジェクトの見学などにより、法制度整備支援に関する理解を深め、将来国際協力活動に携わる際に最低限必要な知識経験を得るために行われた。

以下、今回の研修の概要を振り返りながら、私が本研修を通じて感じたことなどを率直に述べてみたい。

なお、本書面の記載中、意見にわたるものはもとより私見であるし、私の理解力不足等により不正確な記載が含まれている可能性があることを予め御容赦願いたい。

第 2 国内研修について

本研修では、カンボジアでの国外研修に先立ち、大阪中之島合同庁舎内にある ICD のセミナー室において、ICD 教官らによる、ICD の業務内容や支援対象国ごとに我が国の法制度整備支援の概況等に関する講義を受講した。

これまで法制度整備支援の内容について無知に等しかった私にとって、国外研修に先立ってこのような講義を受講できたことは非常に有り難かった。

カンボジアに対する法制度整備支援を語る上で欠かすことのできない前提事情は、言うまでもなく、カンボジアがポル・ポト政権下での大量虐殺という暗い歴史を持つことである。1975 年からの 4 年余りの間、時の政権により、法律家や医師らいわゆる知識人を中心とした多くの人々が理不尽にも殺され、ある試算によれば、虐殺された人々の数は 150 万ないし 200 万人にも上るといふ。国勢調査が長らく行われなかったという事情があるために、正確にその数を把握するのは今や困難であるとされているが、当時の全国民の四分の一ないし三分の一の割合に相当する人々がたった 4 年余りの間に殺されたことになるとの試算もあるという。その上、ポル・ポト政権崩壊後も内戦等による政情不安が長らく続いたこともあり、世代間で法的知見が伝承される

機会も事実上存在しなかった。そのため、1990年代に入って民主化が本格的に実現される段階に入った後も、法制度の創設や運用に携わる人材が著しく足りない状態にあった。このことから、カンボジアでは、ライフラインや橋、道路、学校といった社会的インフラの基盤整備はもとより、法制度整備の支援、同制度の運用に関わる人材の育成支援を行う必要性が非常に高いという特性があった。

そのような特性をふまえ、我が国がどのようなやり方でカンボジアを含む支援対象国での支援を行ってきたのか。このことに関し、ICD教官の方々が口々に指摘したのが「支援対象国の自主性の尊重」という理念であり、ドナー国が開発途上国に対し、「与える」という形での支援ではなく、支援対象国の文化や歴史、人々の考え方の自主性を重んじて粘り強く支援を行うという日本の支援の在り方は、おおむね国際的な評価も高いとのことであった。

このことは、我が国の法制度整備支援関係省庁の協議を経て策定された法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）に、「我が国の法制度整備支援は、現地に専門家を派遣して、相手国のカウンターパート機関と対話・調整を進めながら、我が国の経験・知見を踏まえつつも、相手国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重し、国の実情・ニーズに見合った法制度整備を支援していることに特長がある。さらに、法の起草・改正にとどまらず、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備、法曹の人材育成や法学教育、運用に係る実務面での能力強化までを視野に入れ、相手国自身による法制度の運用までを見込んだ支援を行っているという特長もある。このような日本ならではの技術協力は、開発途上国側の能力向上に資するとともに開発途上国と我が国の間の関係強化にも資することが期待される。」とあることから読み取ることができる。

ただ、この点に関し、国外研修に出発する前の私には、一つの疑問があった。

それは、一言で言えば、法制度整備支援の目的に照らして考えたとき、果たして、開発途上国の自主性の尊重と経済合理性、いずれを重視すべきなのだろうかということであった。法制度整備支援が、先に述べたとおり、開発途上国の自助努力を支援すること、及び同国の持続的かつ安定的な成長を支える社会的法的基盤を整えるための活動であるとするならば、先んじてそうした目標を実現した経験を持つドナー国が法律の起草支援や法制度の運用機関の整備支援、人材育成支援のいずれの分野でも主導権を握り、迅速かつ合理的に支援活動を進めることの方が、費用対効果の面では分があり、開発途上国の経済発展に裨益するところが大きいと考えることもできる。開発途上国の経済発展は、当然ドナー国の投資先の拡大という恩恵とも密接不可分でもあるはずである。仮に、日本の「自主性の尊重」という理念が正しく、国際的な評価を

得ているのであれば、これが開発途上国支援の国際的なスタンダードになってしかるべきとも考えられるのに、現状は必ずしもそうになっていないのではなからうか。そもそも、国際協力とは一体誰のために行うものなのだろうか。

このような疑問をつらつらと考えているうち、あっという間に国内研修は終わりを迎え、国外研修へと場面を移すことになったのであるが、そのような疑問を解消する手がかりを見つけることは、私が国外研修に先立って設定した個人的な宿題のようなものになっていた。

第3 国外研修について

延べ6日間にわたるカンボジアでの国外研修は、日本から派遣されている長期専門家と呼ばれる法曹出身者がカンボジアの人材育成等のために現地実務家らをメンバーとして定期的に行っている勉強会（以下、「ワーキンググループ」という。）を見学することを中心とするスケジュールが組まれており、その他カンボジア特別法廷（以下「ECCC」という。）の見学や王立法律経済大学で日本法を学ぶ学生向けの講義を行う機会などにも恵まれた。

いずれも私たち研修員にとって得がたい体験であったが、以下では、このうちワーキンググループの見学と、王立法律経済大学の学生向けに私たちが行った講義などについて記しておきたい。

1 ワーキンググループ見学

我が国が現在カンボジアにおいて進めているプロジェクトは、平成24年4月にスタートした民法・民事訴訟法普及支援プロジェクトである。従前、我が国は、カンボジアにおいて、民法や民事訴訟法の起草支援、民事教育支援など複数のプロジェクトを併行して実施してきたものであるが、現行プロジェクトは、それまでの成果を踏まえてそれらを一本化したものであり、カンボジアの司法関係機関が民法・民事訴訟法及び関連法令を適切に解釈して、自律的・持続的に現行法の運用及び新法の起草を行うことができるようにすることを目的とし、平成29年3月の終期を目途に進められている。

我が国の法制度整備支援に対応するカンボジア側のカウンターパートは、現在、司法省（日本の法務省に対応する省庁。通称「MOJ」）、王立司法学院（裁判官検察官養成校の上位機関。通称「RAJP」）、弁護士会（通称「BAKC」）、王立法律経済大学（通称「RULE」）の4機関があり、本研修では、その全ての機関で実施されているワーキンググループを見学することができた。

ワーキンググループでは、いずれも、日本の長期専門家が、現地の実務家らから

なるメンバーによる議論のオブザーバーを務め、条文解釈や現地での法制度の運用などに関する各種法律問題を議論していた。各回のテーマ設定は、ワーキンググループの設置の趣旨や時期などにより異なるようであり、民法及び民事訴訟法の一般市民向けの逐条解説の作成や、現地で法的知見の普及を目的として不定期に実施されているというジョイントレクチャーの発表準備など様々であった。

しかし、テーマやメンバー構成が様々でありながら、すべてのワーキンググループの進め方において共通していたのは、長期専門家がメンバー同士の議論にできる限り介入せず、辛抱強く議論を見守り続けていたことである。

例えば、こんな場面があった。弁護士会のワーキンググループでのことである。その日、メンバーが議論していたのは、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権と債務不履行責任に基づく損害賠償請求権の行使できる場面の違いにまつわる法律問題であった。カンボジア民法では、債務不履行に対する救済に関し、「債務者による債務不履行があった場合には、債権者は第4章第2節（契約違反に対する救済）から同第4節（契約の解除）までの規定に従い、履行の強制、損害賠償、又は契約の解除を求めることができる。」旨定められており（同法第390条）、他方、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権に関しては、「買主は、第542条（買主の追完請求権）ないし第544条（買主の代金減額請求権）に定める権利を行使せずに、又は、これらの権利を行使するとともに、第4編第4章第3節（損害賠償）の規定に従って損害賠償の請求をすることを妨げられない。」旨定められている（同法第545条）。カンボジア民法の起草支援を行ったのは我が国であり、同法には、日本民法の影響が多分に見られることから、日本の法曹であれば、多くの人が両請求権の棲み分けを検討する上では、契約の目的物が特定物であるか不特定物であるかとか、その目的物に見られる瑕疵が原始的な瑕疵か後発的な瑕疵かといった点に着目することが合理的であり、その点を整理すれば効率的に議論を進められるであろうことを知っている。ただ、弁護士出身の長期専門家は、ひたすらにメンバー間で繰り広げられる議論を見守り、介入しない。ワーキンググループでは、メンバーがレジメを事前に作成し、これに基づいて議論を行うところ、同レジメの作成段階で、作成者と長期専門家との間で事前のレクチャーがある程度行われているとのことであったが、実際のワーキンググループの中では、たとえ議論が多少脇道に逸れようとも、長期専門家はほとんど介入しようとしなかった。

私たちは、別のワーキンググループでも同じような場面に幾度も遭遇した。私は、そのうちの一つで、長期専門家が辛抱強く議論を見守り続ける理由に繋がるのではないかと感じた出来事があったので、そのことを紹介したい。それは、王立法

律経済大学でのワーキンググループを見学したときのことである。このワーキンググループは、検事出身者である辻長期専門家がオブザーバーを務め、同大学の教員らをメンバーとして構成されたグループであった。この日は、近々同グループが地方に出張して実施予定だという民法普及のためのジョイントレクチャーに向け、その発表内容の準備を行っていた。議論のテーマは、民法における「条件と期限の違い」についてであった。このワーキンググループでも、メンバーの一人が事前に作成したレジメに沿い、メンバーが熱心に議論を繰り広げていたが、辻長期専門家は、その様子を通訳を通じて見守り、決して自ら介入しようとはしなかった。「条件と期限の違い」については、日本の法律を学ぶ者にとっても馴染みのある論点であり、日本法の条文解説等を開けばある程度の解説はすぐに見つけることができ、具体例もいくつかは労せず見つけることができるように思う。しかし、辻長期専門家は、ひたすら議論を見守っていた。そんな中、あるメンバーが、こんな発言をした。「借金の返済に関し、“次の収穫期が来たら、弁済する。”という約定が定められていたら、これは条件か期限か。債務者が収穫期に作物を適切に管理し、換金しなかった場合、債権者は、民法第328条（条件付き権利の条件成就擬制）により請求できるか」。不意に私にとってあまり馴染みのない「収穫期」という言葉が発せられ、私は、はっとした。開発途上国ならではの設例と言っては語弊があるかもしれないが、現地の生活の実情に根ざした設例であるのは間違いないと思われた。このワーキンググループの目的は、先にも述べたジョイントレクチャーの発表準備であり、ひいては民法に関する法的知見を社会に広く普及させることを目指している。そうであれば、一つの法的概念を説明する上でも、より一般の人たちに分かりやすく、現地の生活に根ざした具体例がふさわしいのは間違いないであろう。たとえば、日本人である長期専門家が予め日本の法の趣旨のみならず法解釈論の概況、判例の流れなどを要約したレジメを作成し、それに従ってレクチャーをする形式でワーキンググループを進めれば、おそらく効率は格段に上がるはずである。しかし、もしそうしていたら、メンバー同士の議論がここまで白熱したものにはならなかったであろうし、先に挙げたメンバーの発言そのものが生まれなかったかもしれない。そう思うと、できる限り現地のメンバー同士の議論を見守ろうとする各長期専門家の姿勢に合点がいったような気がした。そうして見ていると、当初迂遠にも感じられたワーキンググループの進行や各メンバーの発言の一つ一つが、カンボジアの文化や歴史、人々のものの考え方などに触れるチャンスのように感じられ、非常に興味深く思えた。

それでも、私は、常に現地のメンバーの議論を見守るという姿勢を貫くには、長

期専門家に相当の辛抱強さが要求されることだろうと思い、見学後、辻長期専門家にこの点を尋ねてみた。そうしたところ、辻長期専門家は、「各条文について、想定できる主な論点はこれとこれで、日本ではそれらについて判例学説がこう整理されていますよ、などと講義をしてしまえば、効率的だろうとは思う。そういう形式にして、こちらからメンバーに教えてしまいたい、と思うことはある。しかし、そもそも論点というものは、現に法律を運用する現場にいる人たちが、個々の案件を処理する上で、条文の不整合だとか実務上の問題にぶつかり、問題の所在を共有することで議論が深まり、やがて解釈論や立法論へと繋がっていくものであり、初めに外部から与えられるようなものではない。だからこそ、現地のメンバーの議論にできる限り委ねるようにしている。」旨述べておられ、とても印象的であった。

私は、先に、「国外研修に先立って自ら設定した宿題」などとし、自主性の尊重という我が国の法制度整備支援の理念に疑問を投げかけるような問題設定をしていたことを告白した。しかし、私は、ワーキンググループの見学を通じて、そうした問題の設定の仕方自体が、開発途上国の自主性と経済合理性のどちらが優先されるべきか、といった択一主義的で単純な思考にとらわれていたことに気付かされた。

知識層の喪失という暗い歴史を背負うカンボジアでは、即戦力として活躍する人材の育成が急務であった。そして、法の支配にとって必要不可欠である基本的な法制度を整備し、運用するのであれば、先に掲げた条文解説にせよ、ジョイントレクチャーでの発表内容にせよ、長期専門家がドラフトを用意し、それに基づいてワーキンググループで議論し、直ちに実務に反映させることを目指した方が短期的な経済合理性にはかなうはずである。また、我が国の法制度整備支援はODA予算により執行される様々な技術支援の一分野であり、目標の具体化とその目標の達成度に関する評価と無縁でいられるはずはない。そのことは、短期間に成果を外部に表現するのが性質上難しいと考えられる法教育や人材育成の分野であっても例外ではないであろう。そうであるとすれば、長期専門家が主導権を握ってワーキンググループを進めることは、具体的な成果を上げる上でも効果的なやり方であると思う。しかし、法制度整備支援は、開発途上国が持続可能な成長発展を遂げるための活動にほかならず、カンボジアもいつかは他国による支援から卒業し、自ら新規立法や既存法の改正、法制度の運用改善、法教育、人材育成などあらゆることを自国の人的資源のみによって実現しなければならない。そうした将来を見据えたとき、長期専門家が黒子に徹し、支援対象国の自主性をできる限り尊重することが必要不可欠な視点であるのは言うまでもないことであった。

それらは、どちらの理念が優れているか、といった二者択一的な問題ではなく、

いかにして両者の要請をバランス良く満たしながら支援の目的実現につなげることができるか、というバランス感覚の問題であったのだ。そのように思うと、国内研修中に自ら設定した宿題そのものが非常に浅はかなものであったように感じられ、気恥ずかしい思いに駆られた。

それと同時に、私は、支援の現場で活躍する長期専門家をはじめとする皆さんが、開発途上国の将来を思い、ドナー国として掲げる支援の理念とその実践のために、日々試行錯誤を繰り返しながら、文字どおり汗を流しておられる姿を間近に見ることができ、そのひたむきな姿勢に感動し、大いに刺激を受けたのである。

とりわけ、検事出身者である辻長期専門家は、私が検事になりたての頃、同じ東京地方検察庁公判部に配属されていた時期があり、当時直接の接点こそなかったものの、私が一方的に存じ上げていた先輩検事の一人であった。そのため、現地での御活躍の様子を間近に見ることができたのは、私にとって特に大きな刺激となった。辻長期専門家は、現地滞在2年目にして、既にクメール語が堪能であり、現地で開催された外国人によるクメール語のスピーチコンテストで準優勝という輝かしい成績を収められたそうである。私たち研修員は、辻長期専門家が現地の方々からクメール語で気さくに話しかけられ、それに流ちょうに対応する様子を研修中幾度も目にした。また、辻長期専門家は、カンボジア司法省とタイアップし、法制度の普及のためのテレビ番組を製作し、自らも出演して広報活動を行うなど、様々なアプローチで法制度整備支援の趣旨実現のために尽力されていた。

辻長期専門家に限らず、国際協力の分野では、それに関わる人々が皆生き生きとした様子で、創意工夫を凝らしながら日々の職務に当たっているように見えた。

2 王立法律経済大学における講義

私たち研修員は、裁判官出身の法務省民事局付1名、同局総務課職員1名、検事3名、検察事務官1名の総勢6名から成ったが、前2名をA班、後4名をB班として、それぞれ「名誉毀損」、「刑事事件における事実認定」というテーマで、王立法律経済大学内に名古屋大学が設置している日本法研究教育センターで日本法を学ぶ学生たちに対して講義を行う機会を得た。

私は、B班の主任を務め、学生たちに「刑事事件における事実認定」の講義を行い、具体的事例を設定しながら、直接証拠による事実認定と間接証拠による事実認定の違いや、それぞれの場合の留意点などを解説した。

私の学生時代を振り返ったとき、事実認定について講義を受けた明確な記憶はないし、私の受験した旧司法試験でも、法の解釈適用に重きが置かれ、私の中で、事実認定は実務家になってから学ぶもの、という意識があったように思う。

そのような意識からか、私は、講義をする直前まで、カンボジアの学生たちが私たちの講義に興味を持ってくれるのだろうか、いささか不安を抱いていた。

しかし、講義を始めてすぐに、それが杞憂であることが分かった。学生たちは、皆目を輝かせ、講義をする私たちを見つめ、話に聞き入ってくれた。学生たちは、直接証拠と間接証拠の違いなどをその場で正しく理解し、その理解をふまえ、私たちが事前に想定していなかったほどの鋭い質問をいくつも私たちに投げかけ、私たちがたじろぐ場面もあるくらいだった。聞けば、この講義の数日後、彼ら学生たちは、日本の弁護士会が模擬裁判用に作成した事件記録を題材に模擬裁判を行う予定であり、そのために日本の刑事手続についても既に学んでいるとのことであった。私たちは、その模擬裁判を見ることはできなかったが、前記大学で特任講師を務め、私たちの講義にも出席して下さった宮田晶子弁護士によれば、学生たちはその後も熱心に模擬裁判に向けて準備をし、本番の模擬裁判も大盛況に終わったとのことである。

遠く離れた異国の地で、日々熱心に日本語や日本法を学ぶ学生たちの姿に触れたことにより、私は、法律を学び始めた学生時代の初心に久々に思いを致すことができた。

3 その他

私たちは、国外研修の最終日、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）のカンボジアオフィスを訪問し、同オフィスの安達一所長らと意見交換する機会を得た。

ICDの実施する法制度整備支援は、JICAの行う技術協力の一分野であることから、JICAカンボジアオフィスでの意見交換の機会は、私たち研修員にとって、我が国のODA全体における法制度整備支援の位置付けや今後の法制度整備支援の展望などに関し、支援の最前線で活躍されている方々の意見を直接伺うことのできる貴重な機会となった。

中でも、私は、安達所長から、「我々日本人がカンボジアで過去に橋を作ったからといって、カンボジア人に対し、いつまでも“橋を作った日本にありがとうと言いなさい。”などといった態度では決してならず、常にカンボジアにとって良きパートナーであり続けるための努力を怠ってはならない。」旨の話があり、大きな感銘を受けた。

現在、カンボジアは、国民の平均年齢が20歳代前半となり、ポル・ポト派による施政を直接経験していない国民が多くなってきている上、近時経済的にもめざましい発展を遂げつつある。その様子的一端は、私たち研修員も皆、短期間ながら現

地に滞在したことから、各自が肌で感じたところであったと思う。ただ、私は、正直なところ、この安達所長の話聞くまで、まだ「与える」形での支援という発想から脱しきれておらず、日本が支援対象国にとって今後も魅力的であり続けるための努力をするといったような発想は、持ったことがなかった。今後のカンボジアに対する ODA は、これまでの支援結果をふまえつつ、社会の急速な変化に対応するために今必要な支援を見極め、重点化させていくことが必要であるとされ、どの分野にどれだけの支援をしていくのか、まさに選択と集中による支援が実施されていくことになるという。そのような支援体制全体の中で、法制度整備支援が今後も我が国とカンボジア双方にとって重要であり、支援の重点分野の一翼であり続けるために、私たちには何ができるであろうか。不勉強を棚に上げてあえて私見を述べるとすれば、それは、我々日本の法曹一人一人が日本の法制度に精通し、それを更に洗練されたものにしていくための努力を惜しまないことであると思う。検事任官 9 年目、目の前の事件の処理に追われて毎日が過ぎていくというだけではいささか情けないような気がして、身が引き締まるような思いで本研修を終えた次第である。

第 4 終わりに

私は、かつて、日本の司法による救済や手続保障の恩恵を受けられない人たちのために働きたいという希望を持って、法曹を志し、その後いくつかの出会いと気付きを経て、検事に任官した。本研修を通じ、私は、国際協力という分野が、国境を越え、まさに私の法曹を志した当初からの思いを日々噛み締めながら働くことのできる分野であると確信した。

ただ、今の私には、その分野で働き、支援対象国と我が国の双方の利益にかなう結果をもたらすだけの基本的な力が致命的なほどに足りていない。それは、たとえば語学力もそうであるし、法的知見の研鑽についてもまだまだ足りていない。

私が国際協力の分野に本格的に関わる機会に恵まれるか否かはさておき、本研修で得た様々な刺激を原庁での執務内容や執務態度に必ずや生かし、今後も自己研鑽に励むことをここに誓いたい。

最後に、本研修においては、阪井光平部長及び柴田紀子副部長を始めとする ICD の皆様、特に、本研修で我々研修員の引率をして下さった石田正範教官及び井倉美那子専門官には、国内外における研修だけでなく、現地での生活面を含めて大変お世話になったので、この場を借りて改めて御礼を申し上げたい。また、現地において、多忙を極める執務の中、我々研修員のために貴重な時間を割いて様々なプログラムを見学させてくださった辻長期専門家を始めとする JICA プロジェクト事務所の皆様にも

厚く御礼を申し上げたい。

以上

平成 27 年度国際協力人材育成研修に参加して

大阪高等検察庁総務課文書係長 米田 佳子

第 1 はじめに

私は、平成 27 年 11 月 10 日から同月 20 日まで行われた「平成 27 年度国際協力人材育成研修」（以下「本研修」という。）に参加する機会を得た。

私が大学生の頃、日本は既に世界の舞台で「国際援助活動」を積極的に行い、バブル景気の頃には、供与額世界一位に輝くなど、同活動における日本の世界でのプレゼンスは確立されているように見えていた。そんな時代、私は大学で、「開発環境」という分野を専攻したが、実際には、日本が行う ODA のタイド援助に関する問題や開発による環境破壊、バブル景気崩壊による資金抛出の困難化等により、日本の国際援助活動もやや陰りを見せていた。「開発環境」では、開発途上国において、貧困からの脱却のために経済発展をどのように行うことが望ましいのか、開発だけではなく環境保護の視点も忘れず、そのバランスを保ち、経済発展を模索するということが主眼であり、その分野は、法学や経済学のような体系的な何かがあるわけではなく、今、振り返ってみれば、そこで学んだ私や同級生達も、この難解なテーマを深淵まで理解できていなかったように思えるが、同級生の中には志を持ち、国際協力の分野へと進み、JICA へ就職したり海外での日本語教師等になる者もいた。一方、私はご縁があり、大阪地方検察庁に採用が決まり、今年で検察事務官 18 年目となり、家庭では一男一女にも恵まれ、検察庁の仕事と育児のバランスを保ちつつ充実した慌ただしい毎日をお過ごしていた。

そんな中、ふと目にとまった「平成 27 年度国際協力人材育成研修」の募集に、私は思わず応募してしまったのであるが、なぜかと問われると、一つには、グローバリズムが進んだ現代、私が大学で学んだ分野の最前線がどうなっているのかを知りたいという強い好奇心と、そして昔選ばなかった国際協力の分野へ再度チャレンジすることが私にも可能なのかという、漠然とした思いからであった。そして、本研修に参加できることが決まったときは、家族や職場の負担など、後先を深く考えず応募してしまったことへの多少の後悔と、やはり、参加したい気持ちには変わりはないという矛盾した思いが両立していたが、職場の方へご負担をかけ、まだ手の掛かる小学生の子供達を残してまで参加する以上は、本研修を無駄にせず、そこで自分なりに何かをつかみたいと思った次第である。

本稿では、今回私が経験したことの一部を紹介したい。本稿を読み、法制度整備支援について、より強い関心を抱いて下さる方が少しでもおられたら、私にとって、これほど望ましいことはないし、それが批判的意見であったとしても同じである。ただ

し、法制度整備支援について、法律家ではない私が全てを理解することは難しいため、表現として適切ではない部分があるかもしれないが、その点については御容赦願いたい。そして、私が法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）へ勤務する日が来るとしたら、それは国際協力専門官としての立場であろうことから、そのような視点も踏まえて本研修での経験を紹介させていただきたい。

第2 国内研修前半（平成27年11月10日及び同月11日）

1 法整備支援の概要についての講義

国内研修初日、まず最初に国際協力部の石田教官から、法務省による法制度整備支援の概要について、以下のような講義が行われた。

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が行うODAには、二国間援助と国際機関への出資の二通りがあり、その二国間援助の技術協力という分野の中に法制度整備支援は位置付けされており、国際協力部がその一端を担っている。根本に立ち返れば、法制度整備支援とは、これまでJICAが積極的に行ってきた相手国に橋や道路といったインフラの整備を提供する従来の支援の形から、よりコストが低く、効果が絶大と考えられている「人材を育てる支援」の形へと支援の幅が広がったものであり、したがって、国際協力部においては、長期専門家を相手国に派遣し、リーガルアドバイザーとして法整備に必要な助言やバックアップを行う一方、日本に相手国関係者を招いての国内研修を実施したり、相手国でのセミナー等に国際協力部教官を派遣するなどの積極的な支援を行っている。

そして、本来は法律実務家である教官だが、教官業務の中では、意外にも研修実施等のための調整業務が占める割合が大きく、教官には行政官的な役割も求められており、迅速かつ適切に調整業務を進めるためには、そこに携わる方々との人間関係の構築が必要である。もちろん、法律実務家としての役割は重要であり、相手国の司法省等へ法制度整備支援をする際には、支援後に相手国が自立して法律改正等の法整備ができるよう、相手国の人材を養成する援助も行っているが、そこには理想と現実が混じり合う部分や種々の苦勞もある。

私は、本研修前は、国内勤務の国際協力部の教官の業務は、外国人に対し正しく法学を教えるための事前準備をするというイメージしかなかったが、このような講義を聴いて、その業務は、法律家としての立場、教育者としての立場、そして調整業務を行う行政官としての立場と多岐にわたっており、外国出張も頻繁にある中で、それらを同時に行うとなると、肉体的精神的にもタフで、しかも法制度整備支援に対する理念や情熱がなければ、モチベーションを保ち業務を続けていくとは難しい

仕事だという感想を抱いた。

2 各国での法制度整備支援の状況についての講義

各国での法制度整備支援の状況について、各国をそれぞれ担当されている国際協力部の各教官から、ベトナム（担当：塚部教官）、ラオス（担当：堤教官）、ミャンマー（担当：松尾教官）、東ティモール（担当：渡部教官）、インドネシア（担当：横幕教官）、ネパール及び私たちが研修地として赴くカンボジア（担当：内山教官）の7か国について講義が行われた。

各国での法制度整備支援の状況について、講義を受けた内容を簡単に紹介させていただく。

まず、ベトナムについては、1992年に政府開発援助大綱が閣議決定されたことを背景に、日本はこれまでの「ハコ物支援」から「知的支援」へと転換し、アジアをその重点地域として位置付けるようになった。ベトナムはその流れに沿って、日本が最初に法制度整備支援を行った国である。そして1996年からこれまでの間、民法改正を中心とした起草支援及び国家司法学院強化、検察官マニュアル作成支援、更に踏み込んで事務上の課題や現場のニーズを踏まえた法令の起草支援等を、現地セミナー、本邦研修、各種研究会等を通じて行っており、着実に支援の幅を広げてきた。そして、現在はベトナムにパイロット地区を設け、裁判所及び検察院の人的、組織的能力強化のための支援等を行っている。

次に、ラオスについては、2003年から法制度整備支援プロジェクトを開始し、司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院を支援対象機関として、法務・司法関連職員の法律知識、実務向上のための組織能力強化、法令の教科書作成等の支援を行ってきた。そして現在は2015年1月に開始された日本型の統一修習をモデルにした統一的法曹養成を目指し、国立司法研修所でそのプロジェクトを達成しようと努力している。

ミャンマー及びネパールについては、プロジェクトを立ち上げたばかりで、今後の課題が多い状況にあり、また、インドネシアについては、本年12月に知的財産分野に関する新プロジェクトが開始予定である。

そして、今回、私たちが赴いたカンボジアについては、1992年から国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の活動が開始され、1994年にカンボジアから日本に要請があり、法制度整備支援プロジェクトが開始され、それ以降現在まで、民法典、民事訴訟法典等の法令の起草支援、法律家人材育成支援を行ってきた。そして、現行プロジェクトでは、司法省（MOJ）、王立司法学院（RAJP、裁判官・検察官の養成校の上位機関）、弁護士会（BAKC）及び王立法律経済大学（RULE）を支援対象

機関とし、民事関連の法解釈運用能力向上のための起草支援、人材育成、不動産登記に関する法律整備支援等を行っている。カンボジアでは過去の不幸な歴史から、自国の法律体系を伝承する人材がおらず、法律家が不足していることから、法律家養成、特に検察官・裁判官を養成するための教官の養成に力を注いでいる。また、カンボジアに対する支援は、国際協力部のみならず、名古屋大学等の教育機関、大学教授、弁護士会等も積極的に関わっている。

3 柴田国際協力部副部長講義

国内研修2日目には、柴田国際協力部副部長から、法制度整備支援の在り方についての講義が行われた。柴田副部長は2006年2月から2008年3月の間に長期専門家としてカンボジアに赴任された経験を持ち、そこでの実際の体験を基に法制度整備支援の在り方についてお話しいただいた。

日本による法制度整備支援が始まってから約20年が経つが、西洋諸国の中には、援助国が、一方的に作成した法案等をそのまま相手国に渡すというような形で法制度整備支援を行っている国もあるのに対し、日本は、相手国の意向も踏まえながら活発に議論し、より相手国に寄り添う形で法体系を作り上げていき、そして日本による法制度整備支援が終了した後も、相手国の法律家が成立した法律を運用し続けていき、必要が生じた場合は、自らが改正を加えていけるように、法案等の起草だけではなく、相手国の人材養成にも力を注ぐなど、より持続可能な支援を行っているとのことであった。

それらの話を聞いて、私は、いかにも我慢強くきめの細かい仕事のできる日本ならではの支援の在り方だなと率直に感じた。相手国の意向を反映しながら支援をするということは、日本にとっては簡単な作業ではないと思われ、時間も掛かり、時には合理的ではない作業も要求されることになり、その作業を日本だけで行う方が、より緻密でスピーディに作業を完成させることができると思うが、柴田副部長のお話によれば、たとえ時間は掛かっても、やはり、相手国関係者と共に作業を行うことが大事であり、その作業を完成したという達成感を共有することによって、相手国関係者の自立を促すことにつながり、そのプロセスを自身が経験してもらうことが重要であり、実際に柴田副部長がカンボジアに赴任した際、カンボジア関係者と共同していくつかの教材や法律科目のカリキュラムを作成したとのことであった。

私は、柴田副部長のお話を聞き、実に説得力のある話であり、法制度整備支援が終了した後も、相手国関係者のそのプロセスからの学びによって、いずれ自国の彼らが先頭となり法制度整備が可能になるという、より継続的な支援につながるのだと感じた。

そして、柴田副部長から、「法制度整備支援に携わる者として必要な素養は、①語学力、②法律家としての知識、③愛を持って実践することである。」という話があった。私はこのような場で、まさか「愛」という言葉を聞くとは予想もしていなかったが、法制度整備支援における「愛」とは、まず自分達が援助を施している立場であり、感謝されて当然だとは決して思うべきではないということや、そのような考えや態度は相手に必ず見破られるものであり、相手からの信頼を失い、その状態で同支援を行ったとしても、結果的により良いものにつながらないことから、愛を持って行うことが重要であると私は理解した。しかし、一方では、法制度整備支援には常に矛盾が付きまとうというお話もされており、カンボジアでは従前から慢性的な汚職の問題を抱えていることは事実であり、果たして日本の税金を使って、そのような国に支援することに意味があるのかというジレンマも常に存在するとのことであった。

4 国際協力専門官の業務についての講義

国際協力部の藤生統括国際協力専門官からは、最初に法務総合研究所の機関について、国際協力部と国際連合研修協力部との違いなど、組織の概略についての説明をお聞きした。国際協力部は、主に JICA、外務省、名古屋大学、民間財団等の外部機関とも連携を取りつつ業務を行っており、①人（研修員、講師、通訳等）、②物（レジュメ、機材）、③金（出張費等）が常に動いている組織であり、国際協力専門官の役割としては、それに関連した情報を常につかみ、その情報も発信することが重要な業務であるとのことであった。その中で、私が興味を持ったのが、国際協力部の三原則といわれている、①汗出せ、②知恵出せ、③お金出だせということだが、それらの深い意味まで私が十分理解できているかは疑問なしではないが、この三原則を肝に命じておこうと思った。そして、国際協力専門官の資質としては、さらに、I（= Imagination）P（= Planning）S（= Speedy）と、何よりホスピタリティが重要であるとのことだった。つまり、常に新しいことを考えながらも緻密な企画を行い、素早く実行に移す能力と、そしてもちろん人を歓迎する心が大切であるとのことであった。

また、千同国際協力専門官からもお話があり、やはり国際協力専門官の資質として、①語学力、②柔軟性、③コミュニケーション能力、④体力が必要であるとのことであったが、実際に国際協力専門官として勤務されている方々の話はとても貴重であり、より具体的に業務を理解することができた。

第3 国外研修（平成27年11月13日ないし18日）

1 JICAプロジェクト事務所長期専門家との意見交換

国外研修初日は、JICAプロジェクト事務所長期専門家との意見交換が行われ、現在カンボジアに赴任されている、辻長期専門家（検事出身）、嶋貫長期専門家（弁護士出身）及び原長期専門家（裁判官出身）から貴重なお話をしていただいた。

前記のとおり、現在カンボジアには4つの支援対象機関があり、原長期専門家は王立司法学院（RAJP）を、嶋貫長期専門家は司法省（MOJ）と弁護士会（BAKC）を、辻長期専門家は王立法律経済大学（RULE）を担当され、各機関ごとに設置しているワーキンググループ（以下「WG」という。）ごとに、民法と民事訴訟法における実践的な運用に対する理解の強化支援等を行っておられるとのことであった。

原長期専門家が担当する王立司法学院のWGにおいては、民事裁判における執行手続について、ケーススタディを用いて、その内容についてWGメンバーで議論してもらっているとのことであった。原長期専門家からは、家族法における戸籍の問題、土地に関する登記の問題についてなど、本来、基盤となる法律的な概念についても、基本的な理解が司法及び行政分野の担当者間でも不十分で、根拠の乏しいまま運用手続が行われていることもあることなどを教示された。

また、嶋貫長期専門家が担当する司法省のWGにおいては、カンボジアでは、法律条文について様々な恣意的解釈が行われ、その結果、法律に従わない処理が行われるなどしていることから、適切な法律の適用ができるように、法律の教科書作成に取り組んでいるとのことである。

さらに、辻長期専門家が担当する王立法律経済大学のWGにおいては、WGメンバーである同大学の教官とともに、事例を交えたより正確な講義を可能とするためのノウハウの構築等に努めているとのことであったが、WGメンバーでも細かな法的概念については理解が十分でないこともあるため、通訳を介しながら時間を掛けて細かい説明、調整を行わなければならないこともあるとのことであった。

そして、各長期専門家が共通して強調していたのは、法制度整備支援を進める上で、欠かせないのは、正確な通訳の重要性であった。各長期専門家は、通訳人との事前レクチャーに非常に力を入れており、法的概念を含めて講義内容を通訳人にしっかりと理解してもらってから、実際の講義を行っているとのことであった。

また、私は、質疑応答の際、WGメンバーが各所属機関において、WGで学んだことをどの程度フィードバックしているのか気になり、その点を質問したところ、必ずしも十分なフィードバックがなされていないのが実情であるとのことであった。その理由としては、カンボジアの慣習上、年下の者が年上の者に何かを教える

ということに抵抗があることや、WGメンバーがWGで習得した知識を、自分個人の財産として独占してしまう傾向があることなどが考えられるとのことであった。そのような状況の中でも、各長期専門家は、WGメンバーらに対し、人に伝えることが自分のためになり、最終的にはカンボジアのためであるということを理解してもらえるよう努めているとのことであり、かかる観点からも、WGでの内容を出版物とすることを目指しているとのことであった。

2 各WG見学について

国外研修中の各WGの活動内容については、私は法律家ではないため、そこで議論されていた法律事項については十分理解することができず、その雰囲気しか計り知ることができなかつたため、ここでは私の印象を記載するに止めるが、興味深かつたのは、各WGのそれぞれが、真剣に議論し合う姿は共通していたものの、各メンバーの属性によって、公務員は公務員らしく全体的に調和のある雰囲気、弁護士は議論に議論をかぶせる活発な雰囲気、大学教員は穏やかな雰囲気ながらも理屈にこだわる雰囲気があり、そのことは日本にも通じるところがあると感じ、ほほえましく思った。

そして、各長期専門家は、共通して、WGメンバーに自主性を持たせてWGを進行されており、リーガルアドバイザーとして、メンバーの法解釈に明らかな誤りがあったり、用語の正しい用法、法律に基づいた手続等の正確性に対してのみ意見を言うことに徹底していたことが印象に残った。

3 カンボジア特別法廷見学

カンボジア特別法廷を訪れた日は、裁判休廷日であったため法廷傍聴はできなかったが、私たちは同法廷の日本人職員である藤原氏から、国際刑事司法の歴史的推移、カンボジア特別法廷の設置経緯、同法廷の活動状況等について、以下のような説明を受けた。

カンボジア特別法廷は1975年から1979年までカンボジアでクメール・ルージュ政権によって行われた虐殺等の重大な犯罪について、同政権の上級指導者・責任者を裁くことを目的とし、2001年、国連関与の下で設立された。カンボジア特別法廷は、国連の一機関ではなく、カンボジア国内の特別法廷という位置付けであり、国連はあくまでもアシストの立場として関与している。

そして、カンボジア特別法廷における裁判手続は、国連の刑事司法関係者とカンボジア刑事司法関係者との間でバランスを取りつつ進められており、各決定時には両者の同意が必要であるが、実際に裁判手続を進める上で様々な問題が存する模様である。例えば、現地に赴き調査等をすれば、大量虐殺がなされたこと自体の証拠

は比較的容易に見つけることが可能だが、その大量虐殺へのクメール・ルージュ政権幹部の関与を立証する証拠を収集するためには、当時の資料の精査や関係者からの聴取等に膨大な作業を要し、今現在も、1件の事件についての証拠収集に2,3年の年月を費やすこともあるとのことであった。

私は、カンボジア特別法廷を見学する前日の日曜日、他の研修員と共に、170万人以上の虐殺が行われた、まさにその現場であるトゥールスレン収容所及びキリングフィールドを見学したが、その凄惨さを目の当たりにしたとき、この問題をカンボジア国内で起こったことだと限定せず、人類の問題として捉え、それがどれほど悲劇的でカンボジア国民に恐怖と絶望を与えたかをしっかりと裁判で明らかにしていく必要があるのではないかと感じた。

4 王立法経大学 (RULE) 日本法教育研究センターでの講義

国外研修4日目に、私たちは、王立法経大学内に名古屋大学が設立した日本法教育研究センターにおいて「刑事事件における事実認定」等についての講義を行った。

研究センターの学生達は、講義を受ける時の集中力の高さ、法律的な解釈能力の高さなど、どれをとっても優秀な学生達ばかりで、講義内容にやや難解な日本語が出てきても、途中で理解することを諦めたりせず、辞書を使ったり、学生同士で教え合ったりし、また、質問も活発かつレベルの高いものばかりであり、非常に気持ちのいいものだった。

学生達は、現在、弁護士出身の日本人教員の指導を受けながら、自発的に刑事事件の模擬裁判の企画、準備を進めているとのことであったが、模擬裁判での争点と今回の講義内容が一部重なっていたことが、学生達の関心の高さにもつながったと思う。

5 プノンペン地方裁判所裁判傍聴

プノンペン地方裁判所での裁判傍聴では、カンボジアの司法手続について私の知識がほとんどなく、また通訳を介しながらであったため、理解不足の点も多くあったとは思いますが、明らかに成人とは思えない少年が成人と同じように扱われ、裁判に出廷しなければならないなど、心を痛める場面が多々あった。カンボジアでは成人は18歳だということだが、被告人として出廷した少年は15歳かそれより幼く見える明らかな少年であり、出生登録制度がしっかりしていないカンボジアでは、本人だけでなく行政も正確な生年月日を把握しておらず、弁護士と被告人とのやりとりで、被告人が小学校に通い始めた干支から被告人の年齢を類推しており、そのような状況を目の当たりにすると、カンボジア国内の行政分野における実情も垣間見え、法制度整備の課題が多いことを実感した。

また、カンボジアでは判決書が一般に公開されていないとのことであったが、その根底には見えない問題もあると思われ、少年達がそのような状況で裁かれざるを得ないことを考えると、非常に胸が痛んだ。

6 JICA カンボジア事務所訪問

国外研修最後の締めくくりとして、私たちは、JICA カンボジア事務所を訪れ、同事務所の安達所長、小島次長らにお会いした。

そこでのお話は大変貴重なもので、「カンボジア国民はこれまで家族の安全を第一に考えてきたが、現在は、政治がある程度安定し、国民は『良い社会を創りたい』と考えるように変化した。若者も、刹那的に『バイクが欲しい、iPhone が欲しい。』と声高に騒いではいるが、内心では自分達でもっと国を良くしたいと望んでいる。しかし、一方で法整備は未成熟であり、とりわけ行政分野への浸透が遅れている。」「カンボジアの人達からは『日本はいいことをしてくれている。』との賛辞をよく頂くが、それは彼らが今後もずっと日本に感謝をしてくれるという意味で捉えていてはいけない。彼らが成熟するにつれて、日本が架けた特別な橋がいずれは普通の橋になり、日本の側だけがいつまでも過去の栄光にしがみつくとことになりかねない。つまり、日本自体も変化し、国際協力の分野での世代交代が必要である中で、JICA の役割は、まさに知識と経験のつなぎ手であり、時には社会に浸透するまで成果が見えにくく時間が掛かることも多いが、今も、そのような気持ちで取り組んでいる。そして、今回の国際協力人材育成研修もその一助となってほしい。」とのことであった。

それらの話をお聞きし、私は、本研修の意義を改めて認識するとともに、日本に戻ったら、本研修での経験を色々な形で皆に伝えていかななくてはならないと感じ、また、かつて憧れた JICA の幹部の方にお会いできたことに感謝するとともに、実際にお話を伺うことができ、ますます国際協力の分野に興味を沸かした。

第4 国内研修後半（平成 27 年 11 月 19 日及び 20 日）

本研修最終日に、阪井国際協力部部長から講話をしていただいた。

阪井部長からは、日本の外国公務員贈賄罪、組織犯罪処罰法等の法律は、国際情勢を踏まえて世界的視野から制定されたものであることや、新設が検討されている共謀罪と国際条約との関係等を御教授いただくとともに、法制度整備支援の分野においては、国内情勢だけにとらわれず、常に国際感覚を養う必要があり、また同時に ODA 評価の側面からいっても、常に外部から見られる立場としての意識を忘れてはいけないということを御教授いただいた。

さらに、国際協力部の業務は、常に世界情勢の変化に伴ってその業務内容も変化していくものであり、また、国際協力部の業務には「枠がない」とのお話もあった。この「枠がない」という言葉の意味の深さを私が十分理解できたかは疑問なしとはしないが、長きに渡り検察官、外交官として勤務され、種々のご経験をされてきた阪井部長のお言葉であり、非常に重く感じた。

第5 終わりに

本研修に参加させていただいたことは、私にとって非常に貴重な経験となった。

その理由は、国際協力部の業務とは、国の施策と直結しており、その業務内容は、それぞれが日々緊張感、柔軟性そして実行に移す瞬発力が求められており、国際協力部の皆様が一丸となって取り組まれていることや、カンボジアでも、辻長期専門家、嶋貫長期専門家及び原長期専門家の3名の法曹の長期専門家がそれぞれの立場を超え、やはり一丸となってリーガルアドバイザーとして最前線に立たれていることや、川口現地業務調整員を始めとする JICA プロジェクト事務所のスタッフの雰囲気の良いことや、皆さんの仕事に対して真剣に取り組む姿や、国際協力の分野で活躍されている方々の熱意が、本研修を通じてダイレクトに自分自身に伝わってきたからである。

それと同時に、現在、王立法経大学日本法教育研究センターで日本法を学んでいる学生らカンボジアの若い世代の人達が、意気軒昂に自分達の国を良くしたいなどと希望を述べ、実際にその希望に見合うだけの自己研鑽を続けている姿に率直に感銘を受けた。彼らが日本の法律を学んでくれていることに私は感謝したい気持ちである。なぜなら、そのことは、日本人が明治維新の時代、法体系を西洋から学び、日本人の努力と知恵で、より盤石に法体系を培い維持してきたことの証明であるし、その日本法が他の国の人々にとっても良いものであることを世界へ発信できるチャンスだと感じたからである。私は、日本の法制度整備支援が、今後もますます発展することを願ってやまない。

最後に、今回、研修参加に当たり、大変お忙しい中貴重な講義、講話を聴かせてくださった国際協力部の阪井部長、柴田副部長、教官、懇親会で和やかに話して下さった国際協力専門官の皆様、カンボジアの JICA プロジェクト事務所の長期専門家及び現地スタッフの皆様、何より引率して下さった石田教官及び井倉国際協力専門官、気さくに接して下さった研修員の方々、改めて、皆様に心より厚く感謝を申し上げます。そして、忙しい中、本研修に快く送り出して下さった大阪高等検察庁の皆様にも心より感謝を申し上げ、私の報告を終えたいと思う。

以上